

# JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

DECEMBER 2018 **184**

## トピックス

- ・ドラッグストア研究レポート報告会 開催報告
- ・政治連盟特別講演 開催報告
- ・医薬品医療機器法の改正(その5) - 内容ほぼ固まる

## 協会活動

- ・セルフメディケーション税制の認知率向上活動で好結果
- ・ウズベキスタン医薬品小売グループが来訪
- ・シンガポール流通業視察・セミナー報告
- ・健康フェスタ～in 彦根～ 開催報告
- ・記者会見、記者懇談会 開催報告
- ・「北海道胆振東部地震 被災地支援募金」参加協力のお礼
- ・公益財団法人そらぶちキッズキャンプ  
「自然災害の影響と今後について」
- ・11月度月次活動報告
- ・議事録

## 協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援  
第19回 JAPANドラッグストアショー同時開催セミナー案内  
「コンシェルジュマスター研修」ご案内  
健康サポート薬局研修案内  
介護情報提供員募集について  
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内  
各種アドバイザー養成講座募集案内  
ダブルライセンス認定制度実施  
日本ヘルスケア協会ご案内  
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

2018年もあと2週間となりました。本年は本当にいろいろなことがありました。喜ばしいことでは、寺西忠幸名誉会長の旭日小綬章の受章、残念なことでは宗像事務総長の急逝、そしてお別れの会、自然災害では台風や豪雨被害、地震と北海道全域の停電などなど。また、異常に暑い夏でもありました。最近では、2025年大阪万博の決定も新しい話題でありました。

JACDS設立20周年記念事業をスタートし、海外最新視察セミナーの実施や、プロジェクト活動の実証実験実施に向けた準備を行なってきました。新たに9月の中部、西日本、九州の各ブロックで特別セミナーを開催し、多くの参加者がありました。価格表示問題では総額表示義務規定の廃止を訴え、活発なロビー活動と多くの流通団体が手を取り合って反対するという活動も起こしました。

来年、記念すべきJACDS設立20周年の年に向けて、会員企業みなで頑張ってまいりたいと思います。

**JACDS**

## 日本チェーンドラッグストア協会 会報

### CONTENTS

No.184

2018.12

## ●トピックス

- ・ドラッグストア研究レポート報告会 開催報告
- ・政治連盟特別講演 開催報告
- ・医薬品医療機器法の改正(その5)

## ●協会活動

- ・セルフメディケーション税制の認知率向上活動で好結果
- ・ウズベキスタン医薬品小売グループが来訪
- ・シンガポール流通業視察・セミナー報告
- ・健康フェスタ～in 彦根～ 開催報告
- ・記者会見、記者懇談会 開催報告
- ・「北海道胆振東部地震 被災地支援募金」参加協力のお礼
- ・公益財団法人そらぶちキッズキャンプ「自然災害の影響と今後について」
- ・11月度月次活動報告
- ・議事録

## ●協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援  
 第19回 JAPANドラッグストアショー同時開催セミナー案内  
 「コンシェルジュマスター研修」ご案内  
 「健康サポート薬局研修」ご案内  
 介護情報提供員募集について  
 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内  
 各種アドバイザー募集案内  
 ダブルライセンス認定制度実施  
 日本ヘルスケア協会 案内  
 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## ●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

## 2018年後期ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告

日本チェーンドラッグストア協会主催「ドラッグストア業界研究レポート報告会」が11月29日(木)15時よりホテルグランドパレス(東京 九段下)2階 ダイヤモンドルームで開催されました。当日は 250 名近い大勢の方にお越しいただき、盛況のうちに終了することができましたこと御礼申し上げます。

はじめに、今西事務総長が「ドラッグストア業界 10 兆円産業の実現」と題し特別講演を行いました。セミナーの始めに、昨年経済誌で「薬局」が特集され批判的な内容であったことについて説明され、「大幅に薬局が減少すると言われていたなかで今後生き残れる薬局」をテーマに 3 部構成で講演されました。第 1 部では「現在の医療の問題点」として高齢化、医薬分業、医療機関と薬局の違いについて、たとえ話を織り交ぜながらわかりやすく解説されました。第 2 部では「薬局を取巻く市場環境」について、敷地内薬局やかかりつけ薬局等のタイプ別にこれから望まれる薬局を検証し、第 3 部でドラッグストアの担う役割について解説し、ドラッグストアは必ず 10 兆円以上に伸びる産業であると話されました

特別講演の後、ドラッグストア業界研究レポートの報告が行われました。第 1 章「ドラッグストアの現状(概況)」は中澤専務理事により報告されました。

その後、2名の研究員とインテージグループ (株)アンテリオ様2名による報告が行われました。

主な報告の内容は次の通りです。「ドラッグストアの現状(概況)」、「特集: JACDS 設立 20 周年記念授業」「ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向」「数値で見るドラッグストアの状況」、「日本チェーンドラッグストア協会の活動報告」

それぞれの報告者からは内容の濃い報告が行われ、パワーポイントが投影されたスクリーンを熱心に見つめ、真剣にメモを取る参加者の姿が多く見られました。



会場全景



今西事務総長 講演

## 日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催 特別講演 開催報告

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催による特別講演が、11月30日(木)、東京 ホテルグランドパレス ダイヤモンドホールにおいて開催されました。当日は、200名近い方にご参加いただきました。

冒頭、本講演会の主催者である松本政治連盟会長は「現在、ドラッグストア業界を取り巻く環境が大きく変化しています。特に公的な医療や介護保険制度を安定的に持続させるために、健康寿命の延伸策をはじめ、公的保険外サービスの拡充などが大きな話題としてあがっております。ドラッグストア業界も、これらの動きに立ち遅れることのないよう、健康寿命延伸産業を担う産業として、積極的に対応していかなければなりません。そのためには、政治力が極めて重要になります。皆様のご協力をお願いします」と挨拶されました。

また、ヘルスケア議員懇話会 事務局長であり、講演者の上念司氏の友人である衆議院議員の秋元司氏が挨拶されました。

講演後、日本チェーンドラッグストア協会 青木会長は挨拶の中で「もう一度原点に戻り、地域のために何ができるかを考え、地域住民に喜ばれる存在にならにといけない」と話されました。

特別講演は「日本経済の行方～米中貿易戦争と安倍政権」と題し、経済評論家・上念司氏よりご講演いただきました。

上念氏はアメリカの政治情勢と経済を軸に、現在の中国の動向と影響、日本はどうすべきかを解り易く解説。参加者の皆様から「大変面白かった」「わかり易かった」との感想をいただきました。



JACDS 政治連盟 松本会長 挨拶



JACDS 青木会長 挨拶



上念氏 特別講演



衆議院議員 秋元司氏挨拶

## 医薬品医療機器法の改正(その5)ー内容ほぼ固まる

### ——医薬品医療機器制度部会の審議が終了

医薬品医療機器法の見直しに向けた医薬品医療機器制度部会の最新の動向を報告します。11月22日の第9回会合で審議は終了し、以後は年内をめどに報告書の取りまとめ作業に入ることになりました。薬局・薬剤師のあり方に関し、予想される法律改正の内容は次のとおりです(12月10日現在)。

#### ① 薬剤師・薬局の業務の拡大

薬剤師の業務は、法令上調剤時に限定されていましたが、今後はこれにとどまらず、①患者の服薬期間中の必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導、②患者の服薬情報などを地域の医師や薬剤師らに必要なに応じて提供すること、が追加されることになりました。同時、③にこれら服薬期間中の情報や指導内容についても調剤録に記載することになりました。また、①と③は法令上の義務とされましたので、行政処分や罰則の対象になります。「必要な・」「必要に応じて・」と規定されていますので、現実に処分や罰則が適応されるケースは重大な過失があった場合などに限られるものと思われませんが、注意が必要です。

なお、薬局開設者も、薬剤師に上記の義務行為を行わせなければならないという義務を負うことになりました。

#### ② 薬局機能の明確化と表示

薬局の機能は高度化・多様化してきていますが、一つの薬局で全てをカバーするのは困難です。また、患者から見てもこの薬局がどのような機能を有しているのかわかりにくいのが現状です。そこで、特定の機能を有する薬局を法令上明確にするとともに、当該機能を有することの表示を可能とすることになりました。これにより、薬局は機能別に3分類されることになります。第1は従来型の薬局です。第2が、かかりつけ機能を有し、在宅調剤を行うなどの地域医療の拠点となる薬局です。第3が高度専門薬局で、医療機関と連携しながら、抗がん剤等の薬学管理を担います。

厚生省では、これらの薬局が過不足なく存在することで、地域の適切な医薬品供給体制を構築していきたいとしています。ドラッグ業界としては、新規出店の制限など自由な企業活動が損なわれることのないよう油断なく見守ることが必要です。県当局が「従来型の薬局は足りているので許可しない」「ほかのタイプなら許可する」と言い出さないとは限りません。

#### ③ 薬局ガバナンスの確保

薬局のガバナンスに関しても法改正が見込まれています。店舗の管理者だけでなく、責任のある立場の役員をあらかじめ行政が把握し、問題が著しい場合には当該役員の変更を厚生労働大臣が命令できる仕組みが導入されることになりました。具体的には、薬局開設許可申請書に「薬事に関する業務に責任を有する役員」の氏名を記載することになります。また、都道府県をまたいで店舗展開する開設者に対しては、その監督権限を従来の店舗ごとの都道府県知事だけではなく、厚生労働大臣にも付与することになりました。

#### ④ オンライン服薬指導の条件付き容認

服薬指導は現行法令上対面で行わなければなりません。しかし、通信技術の発達や山間・離島などにおける利便性を考慮し、例外的にオンラインによる服薬指導が認められることになりました。今回の法改正では例外規定を設けるだけで、具体的な要件は今後別の検討会で検討することになりましたので、どのような場合に認められるのか明らかではありませんが、制度部会は相当慎重で、例えば初回は不可(その後も一定期間内に一度は対面指導が必要)、生活習慣病など疾病による限定などの要件が予想されます。

オンライン服薬指導は、新たに処方箋を獲得するチャンスですが、一方で対面服薬指導の原則が一部とはいえ破られたことの影響は予測できないところです。今回の規制緩和は主としてIT関連企業による政治圧力によるものですから、従来型の実(リアル)店舗薬局がどうなっていくのか、懸念されます。

#### ——具体化はこれから 協会として注視

このように方向性は示されましたが、具体化はこれからです。法律改正の後に詳細を決める政省令の改正、さらには通知の発出まで、全てが明らかになるのはもう少し後になります。加えて、薬剤師の業務拡大や薬局の機能強化に関しては、調剤報酬で手当されるのか、手当されるとしてどの程度か、が決定的に重要です。この点では次回2020年4月の診療報酬改定がどうなるのか。情報収集と事前準備が必要です。

なお、今のところ改正は薬局関連だけで、ドラッグストア(店舗販売業)には影響がないようですが、法律の国会審議で店舗販売業にまで議論が及ぶことも考えられます。引き続き、国会審議、政省令、通知、調剤報酬と注視していかねばなりません。文責/中澤

## ■予想される医薬品医療機器法・薬剤師法の改正の内容■

項目	内容	法令
薬剤師・薬局の業務の拡大	●薬剤師による患者の服薬期間中の必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導(義務)	薬剤師法
	●薬剤師による患者の服薬情報などの地域の医師や薬剤師らへの必要に応じた提供(努力義務)	薬剤師法
	●患者の服薬期間中に把握した情報や指導内容などの調剤録への記載(義務)	薬剤師法 薬機法
	●薬剤師に上記業務を行わせることの薬局開設者への義務化	薬機法
薬局機能の明確化と表示	従来型薬局に加え、次の機能を有する薬局を規定する。  ●在宅や服薬状況に関する一元的・継続的な連携で主体的な役割を担う薬局 【施設要件案】プライバシーに配慮した相談スペース、輪番制、医療機関との連携体制、在宅の実施、麻薬調剤対応、無菌調剤設備、研修受講薬剤師の配置など  ●がん薬物治療などで高い専門性に基づき特殊な調剤に対応できる薬局 【施設要件案】プライバシー確保の個室、地域の需要に応じた特殊な薬剤の確保、専門性の高い薬剤師の配置、医療機関・薬局との連携体制整備や研修実施	薬機法
薬局ガバナンスの確保	●薬局開設者が法人の場合、薬事業務に責任を有する役員を明確化(薬局許可申請時に届出)	薬機法
	●法令違反があり、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止に必要な場合の変更命令を可能とする。	
オンライン服薬指導の条件付き容認	●服薬指導の対面原則の例外規定を設ける。 ●例外の具体的要件は別委員会で検討する。	薬機法

## セルフメディケーション税制の認知率向上活動で好結果

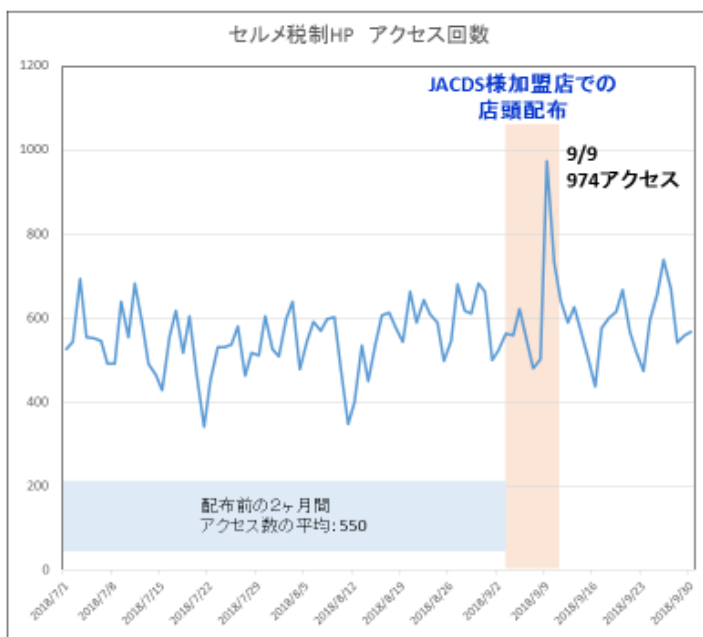
昨年1月より施行されたセルフメディケーション税制(以下、S-M税制)。初めての確定申告は本年3月に行われました。結果は約2万6千人がセルフメディケーション税制の確定申告をしましたが、まだまだ増やしていきたいと思えます。

JACDSとしましては、認知率向上の活動を行なっていくことが、S-M税制の条件緩和にもつながるとの認識から、日本一般用医薬品連合会協力のもと、9月に法制委員会を中心に加盟企業8企業10店舗でS-M税制認知率向上の実証実験を行ないました。

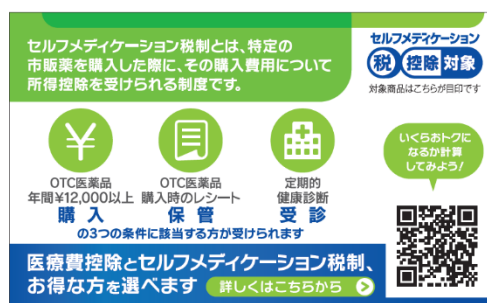
ご協力いただいた企業・店舗の皆様、本当にありがとうございました。協力企業は、セキ薬品、ウエルシア薬局、マツモトキヨシ、カワチ薬品、プレひまわり、宮本薬局、クスリのマルエ、スギ薬局(順不同)。

実証実験は、名刺大カードを各2,000枚、各店舗のレジにて、9月3日(月)よりお客様に配布するというもの(全10店舗で20,000枚配布)。そして、この名刺大カードの裏面にはQRコードがあり、そのアクセス数の増加によって、効果を測定するという内容でした。

結果は以下のグラフのとおりです。法制委員会で11月に検討され、全国のドラッグストア(100店舗程度)に拡大する案が常任理事会に提案されます。9月9日にアクセス数が約1000まで跳ね上がったのは、名刺大カードの効果と言って差し支えないと思えます。今後も関係団体と連携してS-M税制認知率向上に努めていきたいと思えます。



名刺大カード(表)



名刺大カード(裏)

### 直近3か月のセルフメディケーション税制HPアクセス回数

- ・この3か月でアクセス数が一番多かった日【9月9日(日)】
- ・JACDS様加盟店での集中配布の日曜日
- ・来店者数と配布数が多かった?
- ・配布されたカードを週末に確認→アクセス
- ・配布前2ヶ月の平均アクセス数550に対し、一過性ではあるが約2倍のアクセス(9/9)
- ・JACDS様で集中配布頂いた20,000枚(期間9/3-10)で、配布前平均より約600のアクセス増(増加数累計)
- ・一過性のアクセス数増、および配布期間でのアクセス数増があるので、店頭での集中配布は認知度アップのガンフル剤として有効と考えられる



## ウズベキスタン医薬品小売グループが来訪

11月13日にウズベキスタンの医薬品小売グループがJACDSを表敬訪問しました。

これは、一般社団法人ロシアNIS貿易会（経産省の外郭団体）のマッチング事業の一環であり、日本視察の要請があって実現したもので、訪日初日にJACDS訪問となったものです。

ウズベキスタンは旧ソ連中央アジアの中央部に位置し、首都はタシケント市。訪日団は7名、ウズベキスタン医薬品協会会長のほか、医薬品小売販売企業の代表6名でした。10時から1時間ほど、日本のドラッグストアの実情について質疑応答を行ないました。その後、午後から都内のドラッグストアを2店舗視察していただき、調剤コーナーに興味をもっていたそうです。「ウエルネスライフEXPO2018展」や「産業交流展」を視察し、18日に帰国されました。



日本チェーンドラッグストア協会(JACDS)設立20周年記念事業

## シンガポール流通業視察・セミナー報告

各社のビジネス発展に多くのヒントが凝縮された研修を実施

実施日:2018年11月21日(水)~11月24日(土)

視察地区:シンガポール

実施テーマ:日本企業の海外進出の現状を知る

JACDS設立20周年記念事業「シンガポール流通業視察・セミナー」が11月21日(水)~11月24日(土)に開催され、「日本企業の海外進出の現状を知る」をテーマに、29企業36名(現地での合流含む)の方にご参加頂き、参加者にとって実りある各社の発展のヒントが凝縮された視察とセミナーを実施しましたので報告致します。



ウエルシアBHGウイステリアモール店での記念集合写真

### ■視察・セミナースケジュール

1)11月21日(水)※10:50羽田発、17:30シンガポール到着

(1)オリエンテーション

2)11月22日(木)

(1)ホテルセミナー

①「シンガポールってどんな国?シンガポール人ってどんな人たち?」

(株)インテージホールディングス リージョナルビジネスデベロップメントユニット  
ユニットディレクター 阿部 麻実子様

②「シンガポールの市場とウエルシア」

ウエルシアホールディングス(株) 取締役副社長 松本 忠久様

(2)店舗視察

①ブギスジャンクション(SC)

ウエルシアBHG(Dg. S)、ワトソン(Dg. S)、ガーディアン(Dg. S)、GNC(サプリメント)、  
コールドストレージ(SM)、他

②DONDON DONKI(ドン・キホーテ)

③ノースポイントシティ(SC)

ウエルシアBHG(Dg. S)、コールドストレージ(SM)、フェアプライス(SM)、GNC(サプリメント)、  
ワトソン(Dg. S)、ガーディアン(Dg. S)、他

④ウイステリアモール(SC)

ウエルシアBHG(Dg. S)、フェアプライス(SM)、他

## ⑤オーチャードロード自由視察

DONDON DONKI(ドン・キホーテ)、ワトソン(Dg. S)、ガーディアン(Dg. S)、セフォラ(化粧品)、他

## 3) 11月23日(金)※22:25シンガポール発

## (1) 店舗視察

## ①ザ・ショップス アット マリーナベイ・サンズ(SC)

Eu Yan Sang(余仁生)漢方薬局、ガーディアン(Dg. S)、セフォラ(化粧品)、GNC(サプリメント)、  
コールドストレイジ(SM)、他

## (2) さよならパーティ

## 4) 11月24日(土)※6:00羽田着

## ■ホテルセミナー

## 1) 「シンガポールってどんな国?シンガポール人ってどんな人たち?」

(株)インテージホールディングス リージョナルビジネスデベロップメントユニット  
ユニットディレクター 阿部麻実子様

店舗視察の効果的にするため、出発前にシンガポールの基本情報として国の概要、人口構造や社会保障制度について講義されました。その後、シンガポール人の価値観や日本ブランドについて具体的なデータの分析結果を話されました。シンガポールは、台湾や香港等のアジア諸国と違い、簡単に日本ブランドだからといって購入されることはなく、ヘルスケアや美容商品についてはアメリカやヨーロッパの商品を高く信頼している。日本ブランドは「革新的」という高い評価を得ている。

また、日本企業と現地企業を比較した店舗の選び方比較をして、シンガポールにおける認知度向上策のポイントについても講義をされた。

## 2) 「シンガポールの市場とウエルシア」

ウエルシアホールディングス(株) 取締役副社長 松本 忠久様

シンガポールにおけるドラッグストアの出店・競合環境について、企業(店舗)の特徴を挙げて解説されました。有力なSCにはほとんどDg. Sが出店している状況で、どのように差別化をするかが最重要課題であるとして、その状況でウエルシアが進める経営戦略を話されました。その実践事例として、販売施策における差別化の取り組みは、重点品のコンクール販売や他社に真似できない売り場づくりが挙げられる。コンクール販売を行うことで、接客力向上を目指している。

その後、現在出店している店舗及びその商圈、日本と異なるオペレーション方法等について詳細な解説をされた。

## ■店舗視察

実りある視察にするため、事前にホテルセミナーを行うだけでなく、バスの移動車中でも随時地域や店舗の解説が行われました。また、ウエルシアBHGの店舗視察では店舗従業員の方々と参加者で積極的な質疑も行われました。JACDS設立20周年記念事業だからできた業務に直結する実践的な視察が行われました。

主な視察店舗

ウエルシアBHGブギスジャンクション店(1号店)

2017年11月にBHG(百貨店)にオープンしたウエルシアBHGの1号店。周辺に多くホテルがあり、観光客のインバウンド需要が多い。比較的年齢層が若く、化粧品など新しい商品を導入すると反応が良い。



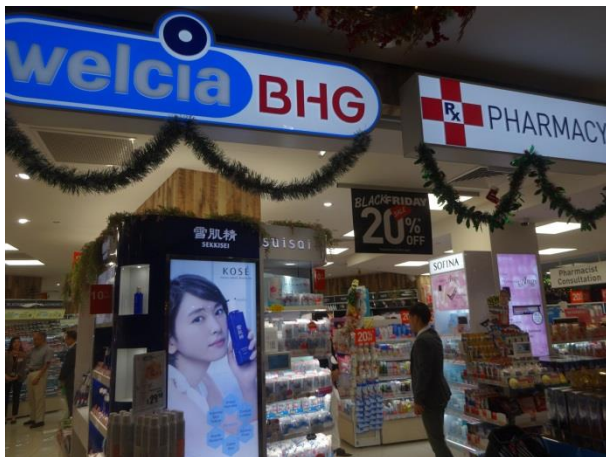
シンガポールの中心エリアに出店した1号店

ウエルシアBHGノースポイントシティ店(2号店)

2017年12月にシンガポール北部のベッドタウンにある大型SCにオープンした2号店。フードコートエリアのすぐ横に位置し、店前を通行するお客様は多い。

ウエルシアBHGウイステリアモール店(3号店)

2018年7月に住宅密集地区に新規オープンした小型SCの準核テナントとして出店。立地特性に対応し、家庭雑貨・日用雑貨まで品揃えをした日本に近いフォーマット。



駅直結の大型SCに出店した2号店



3号店 店舗での質疑風景

DONDON DONKIオーチャードセントラル店(1号店)

2017年12月にオープン、24時間営業。店内ほぼ全ての商品を日本製または日本市場向け商品で構成する「ジャパブランドスペシャリティストア」がコンセプト。



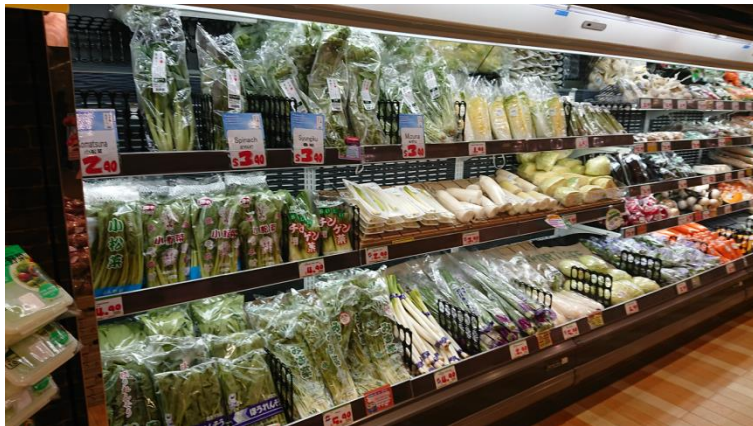
ジャパブランドの訴求



店内にデリカテッセンも設置

DONDON DONKI 100AM店(2号店)

2018年6月にオープンした2号店。日常生活を支え、普段使いの店舗として利用してもらえるよう、生鮮食品や加工食品の構成を強化。



葉物まで多くの品揃えをした野菜



豊富な肉の取扱い

その他視察をした店舗

セフォラ(化粧品)



店舗での質疑風景

ワトソン(Dg. S)



ガーディアン(Dg. S)



GNC(サプリメント)



余仁生(漢方薬局)



## 健康フェスタ～in 彦根～ 開催報告

チェーンドラッグストアが地域の登録販売者団体との連携を目指す『滋賀県モデル』の一環として企画された『健康フェスタ～in 彦根～』が、11月24日(土)に滋賀県彦根市の商業複合施設『ビバシティ彦根』で開催されました。イベント当日は、「健康」「美容」「快適生活」「自己チェック」の4ゾーンに会場を分け、試飲・試食・商品サンプル配布を実施致しました。400名を超える多くの地域生活者にご来場いただき、大変好評を得ました。

### ■開催概要

- 1) 名称: 健康フェスタ～in 彦根～
- 2) 会期: 2018年11月24日(土)  
10:00～16:00
- 3) 場所: ビバシティホール(ビバシティ彦根2F)
- 4) 主催: (一社)滋賀県医薬品登録販売者協会
- 5) 実行委員: 滋賀県医薬品販売協議会
- 6) 特別協力(順不同):  
日本チェーンドラッグストア協会、  
オムロンヘルスケア(株)  
(一社)日本医薬品登録販売者協会、(株)ユタカファーマシー  
(株)キリン堂、(株)クスリのアオキ、(株)サンドラッグ  
(株)スギ薬局、大正製薬(株)、(株)ツルハ、(株)平和堂

### 7) 来場者プレゼント

- ・先着 200 名様限定で、来場者プレゼントの配布を実施しました。  
※協賛企業様:花王カスタマーマーケティング(株)、ゼリア新薬工業(株)大正製薬(株)

### ■主催者企画(自己チェックコーナー)

- ・血圧計および、体重体組成計を設置し、測定者に血圧手帳をプレゼントしました。  
※特別協力企業様:オムロンヘルスケア(株)



パンフレット



会場マップ



### ■ 出展社名・実施タイトル一覧

小間番号	社名	タイトル
H-1	サンスター(株)	毎日のオーラルケアの大切さ
H-2	日新薬品工業(株)	忍者とトローチ
H-4	ゼリア新薬工業(株)	痛みと疲れの相談会
H-5	(株)NTTドコモ	「dポイント×dヘルスケア おトクな健康生活 体験ブース」
H-6	武田コンシューマーヘルスケア(株)	緑の習慣サンプリング
H-7	(株)龍角散	飲みにくい薬もツルンと飲める
H-8	大鵬薬品工業(株)	のどケア&ウイルス対策
H-9	田辺三菱製薬(株)	乾燥・粉ふき肌にお薬スキンケア
H-10	花王グループカスタマーマーケティング(株)	寒い夜でも体の芯まで温めサポート
	花王グループカスタマーマーケティング(株)	目の「蒸気浴」で気分まで奥からじんわりほぐす
H-11	ユーザイ(株)	体の内側から肌の潤いケア
B-1	ユースキン製薬(株)	ハンドケア講座
B-2	アース製薬(株)	寒い夜は入浴剤で疲労回復
B-3	(株)伊勢半	うれしく、楽しく、きれいが進む。キスマーフェルム
B-4	小林製薬(株)	バイオイル肌診断
B-5	(株)エフティ資生堂	待ち時間0秒サロン〜サロン帰りの髪を自宅で〜
B-6	クラシエホームプロダクツ販売(株)	天然成分で髪にやさしくダメージケア
B-7	第一三共ヘルスケア(株)	ロコベース塗り塗り体験コーナー
C-1	ユニ・チャーム(株)	健康寿命の延伸に向けて
C-2	アサヒ飲料(株)	乳酸菌の力
C-3	大塚製薬(株)	飲んでカラダをバリアするボディメンテドリンク
S-1	滋賀県医薬品登録販売者協会	血圧計・体重組成計で自分の健康チェック

### ■ 出展小間:(20 企業様、25 小間) ※主催者企画(1小間)含む





年末恒例の記者会見と記者懇談会が開催される(12月7日)

## 2019年 年頭所感を発表

12月7日(金)メルパルク東京3階「薔薇の間」におきまして、年末の恒例の記者会見および記者懇談会が行なわれました。

当日は正午より、年内最後となる第7回常任理事会が同じメルパルク東京4階「白鳥の間」で開催され、その後記者会見が開かれました。

40名以上の記者が集まる中、会議を終えたばかりの常任理事12名が前列に並び、青木会長の年頭所感が発表されました。(年頭所感は次号 新年号に掲載)

続いて、江黒副会長よりJACDS活動報告・今後の事業計画についての報告、杉浦実行委員長より第19回J APANドラッグストアショーの開催概要が説明されました。

質疑応答の後、記者懇談会へと進みました。記者の方々と常任理事との間では今年一年間を振り返りそれぞれになごやかな歓談の時間となりました。



皆様から寄せられた500万円を超える浄財を日本赤十字社へ寄付  
**「平成30年北海道胆振東部地震被災地支援募金」**  
**参加協力のお礼**

協会では会員企業の皆様に対し、災害支援の募金活動をお願いしておりました。今般、協会に寄せられた募金のとりまとめが完了しましたのでご報告いたします。

1. 募金総額 5,424,767 円

2. 募金協力企業(50音順 敬称略)

1) 正会員

(株)アカカベ、(株)カメガヤ、(株)クスリのアオキ、(株)クスリのマルエ、(株)サカイヤ、(株)下川薬局、  
(株)スギ薬局、(株)千葉薬品、(株)東北セイムス、(株)西日本セイムス、(株)日本リテイル研究所、  
(株)富士薬品、(株)モリキ、(株)よどや

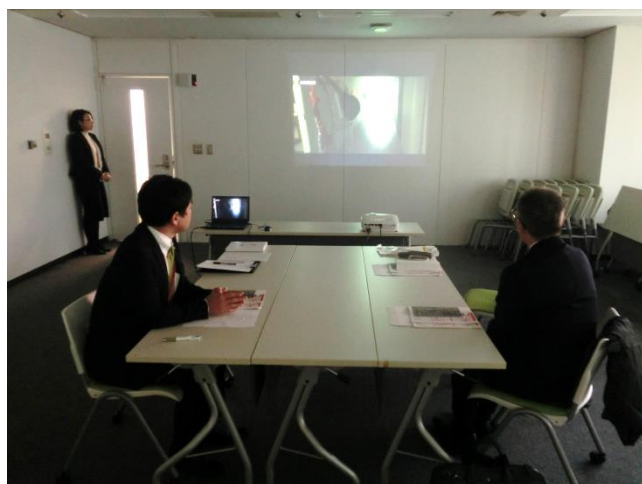
2) 賛助会員

(株)エバースジャパン、(株)サカモト、ニチバン(株)

3. 感謝状の贈呈

ご協力いただいた皆様に対しては、協会より感謝状の贈呈の用意を進めています。ご協力いただき誠にありがとうございました。

平成30年12月14日、日本赤十字社本社において、石田 岳彦 防犯・有事委員長より目録の贈呈が行われ、パートナーシップ推進部 高橋 順一参事より感謝のお言葉をいただきました。



被災地での活動について説明を受ける様子



被災地支援金の目録を贈呈

以下の各社からは、日本赤十字社、自治体等へ直接送金された報告をいただきました。ご協力ありがとうございます。

アース製薬(株)、(株)杏林堂薬局、(株)タイキファーマシー、(株)マツモトキヨシホールディングス、  
持田ヘルスケア(株)

公益財団法人そらぶちキッズキャンプ 《御礼》  
「自然災害の影響と今後について」

2018年夏季は、全国的な自然災害が多く発生しました。被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。そらぶちでは、一部参加者のキャンプ参加見送りや、9月上旬のキャンプ中止の影響がありました。

具体的には、7月上旬の広島豪雨では子どものみで参加するキャンプ予定者3名の居住地近隣で被害が発生したため、7月下旬キャンプの参加を見送り、2019年2月開催予定のキャンプに家族一緒に参加してもらおう準備を進めています。

9月上旬北海道で発生した大きな地震では、キャンプ場のある滝川市は震源地から離れていて直接的な被害は免れましたが、大規模な停電が発生したため、翌日から開催予定のキャンプは中止しました。(10月下旬にキャンプを再開催できました。)キャンプ場の停電は2日間続きましたが、バックアップ電源が計画どおり作動したことから、万が一キャンプ期間中であっても、安全に過ごせる確証がもてました。

この地震・停電の際に、そらぶちに対しご心配を頂いた皆様に心より御礼を申し上げます。これからも全国的な自然災害の発生に注視し、安全なキャンプ場運営に取り組んで参る所存です。

なお、そらぶちではこの経験を活かし近隣の難病家族会や行政機関等との協議を進め、自然災害等による大規模停電の際、医療機器使用者及びその家族の避難所として、キャンプ場を活用する準備を新たに始めたことをご報告致します。



そらぶちキッズキャンプ キャンプ場 (H30.7.29撮影)

JACDS

11月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
11月2日(金) JACDS東京事務所 17:00～18:00	第119回JACDS記者意見交換会	1. JACDS設立20周年記念事業について 1)「食と健康」市場創造プロジェクトについて 2)「食と健康アワード2019」in ドラッグストアショーについて 3)「電子タグ」プロジェクトについて 4)シンガポール視察セミナーについて(DMS・JACDS共催) 2. 政治連盟特別セミナー&ドラッグストア業界研究レポート報告会について 11月29日(木)13時～17時 ※昼食は12時より3階「松の間」にて ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 3. 与党・公明党に「総額表示義務の廃止」を要望 4. 今後のスケジュール 1)2018健康フェスタ～in彦根～ 11月24日(土) 10:00～16:00 2)年末恒例の記者会見&記者懇談会 12月7日(金)メルパルク東京 15時30分～17時～18時30分 5. その他 6. 次回の開催案内	24名
11月9日(金) JACDS東京事務所 10:00～12:00	第3回調剤推進委員会	1. こども薬剤師コーナーの取扱いについて 2. その他 今後の委員会活動について 3. 報告 ①近畿調整機構からの実務実習受入れ薬局の依頼への対応 ② JACDS設立20周年記念 薬剤師フォーラム ③調剤推進計画 4. 次回日程	6名
11月13日(水) JACDS東京事務所 16:00～18:00	第4回防犯・有事委員会	1. 万防機構からの依頼事項について 1)大量窃盗情報のメール配信について 2)「高齢者に対する万引防止啓発を目的としたポスター」について 3)「万引犯に対する民事責任の追及」の普及について 2. 北海道胆振東部地震に伴う長期の停電に対する企業、店舗の対応について 3. 家庭内備蓄品リストの多言語化対応について 4. 報告事項 1)防犯対策関連 ・大量窃盗情報共有システムの情報発信状況について ・11月11日付読売新聞掲載のベトナム人集団窃盗報道について 2)有事対応関連 ・東京都「災害時における薬剤師班活動マニュアル検討委員会」について ・台風21号および北海道胆振東部地震被害対応について 3)組織委員会 支部の活動からの報告について 4. その他	4名
11月16日(金) JACDS東京事務所 15:00～16:00	第129回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1)医薬品制度部会が11月8日に開催されました 2)与党・公明党に「総額表示義務の廃止」を要望 3)ウズベキスタン訪日団が表敬訪問 4)政治連盟特別セミナー&ドラッグストア業界研究レポート報告会について 5)定例合同記者会&ドラッグストアショー合同記者会見&D流通記者会新年会 6)今後のスケジュール 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会から 『健康フェスタ～in彦根～』の開催迫る！ 4. 日本置き薬協会から 岐阜県医薬品配置協会の献血協力活動 5. 日本薬業研修センター 平成30年度後期 登録販売者集合研修 受講者からの評判も高く、順調に進行中	22名
11月21日(水) JACDS東京事務所 11:30～14:30	第4回法制委員会	1. セルフメディケーション認知度アップ実証実験(2月の意見交換後の経過報告) 2. 薬務課訪問の際の法制問題(審議) 3. ドラッグストアにおける外国人の活用(ヒアリング) 4. 医薬品医療機器法改正の動向(事務局からの報告) 5. その他	7名
11月29日(木) ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 13:00～14:45	政治連盟主催特別講演	松本政治連盟会長挨拶 特別講演 「日本経済の行方」～米中貿易戦争と安倍政権～ 経済評論家 上念 司 先生 青木会長挨拶	200名弱
11月29日(木) ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 15:00～17:00	ドラッグストア研究レポート報告会	特別講演 「ドラッグストア業界10兆円産業の実現」 日本チェーンドラッグストア協会 事務総長 今西 信幸 第1章 ドラッグストアの現状 第2章 特集: JACDS設立20周年記念事業 第3章 ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向 第4章 日本の消費動向 第5章 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告	250名弱
11月30日(金) JACDS東京事務所 11:30～14:30	第2回勤務薬剤師委員会	1)今後の委員会活動について 2)報告 第3回JACDS薬剤師学術セミナーについて 3)その他 次回日程	6名

## 会議議事録

## 平成30年度第3回調剤推進委員会 議事録

日時：平成30年11月9日(金) 10:00～12:00

場所：日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者：

委員長 榊原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役会長  
 委員 大竹 富治 (株)マツモトキヨシホールディングス  
 グループ出店企画部 調剤担当部長  
 委員 多田 昌央 (株)トモズ 薬剤部長 (欠席)  
 委員 久保 聡 (株)スギ薬局 ウェルネス事業部  
 関東営業二部 部長  
 委員 本橋 勝 ウェルシア薬局(株) 総務本部  
 リスク管理部長

事務局 中澤 一隆 JACDS専務理事

議事

## 1. こども薬剤師コーナーの取扱いについて

今年度も例年ペースで開催することを決定。ただし、運営の透明性・公平性を担保するため、一昨年度のように参加企業を公募することとなった。また、今年度の実行委員長は大竹委員をお願いすることとなった。

## 2. その他今後の委員会活動について

幅広く意見交換。業界の薬剤師確保に貢献するような活動に取り組むことで合意。活動のひとつとして、協会が受託している東京薬科大学のコミュニケーション講座や城西大学のインターンシップを全国の薬科大学に紹介し、協会の受託を拡大してはどうかとの意見があった。

## 3. 報告

- ①近畿調整機構からの実務実習受入れ薬局の依頼への対応現状について事務局報告があった。
- ②JACDS設立20周年記念 薬剤師フォーラム開催日、会場について事務局報告があった。
- ③調剤推進計画  
10月11日の常任理事会で説明した旨の事務局報告があった。

## 4. 次回日程

1月23日15:00～17:00。

以上

## 平成30年度 第4回 防犯・有事委員会 議事録

日時：平成30年11月13日(火) 16:00～18:00

場所：JACDS東京事務所

出席者：

委員長 石田 岳彦 ウェルシア薬局(株) 取締役副社長  
 委員 篠田 一 ユニバーサルドラッグ(株)  
 代表取締役社長  
 委員 岡田 茂生 ウェルシア薬局(株) 人事総務本部  
 保安担当部長  
 委員 細谷 淳郎 (株)ウェルパーク 総務部 部長  
 事務局 植栗、山田

内容：石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

## 1. 万防機構への大量窃盗情報のメール配信について

- ・事務局より依頼内容について説明の後、委員による検討を行い次の対応を行なうこととなった。
- ・まずは前向きに検討する方向で回答を行ない、その際に情報の使われ方や協会にどのようなフィードバックがあるのか確認する。
- ・情報の方法は当初は過去1年分に限定し、実効性等を踏まえ

## 2. 「高齢者に対する万引防止啓発を目的としたポスター」のデータ配布、「万引犯に対する民事責任の追及」の普及の案内周知について

- ・事務局より依頼内容について説明の後、委員による検討を行い次の対応を行なうこととなった。
- ・10月から実施している万引き防止キャンペーンの追加情報として周知する。
- ・ポスターには協力団体としてJACDSの名前も掲載されているので、高齢者の万引きが問題となっている店舗で活用してもらえば良い。
- ・「万引犯に対する民事責任の追及」は会員への紹介にとどめる。

## 3. 北海道胆振東部地震に伴う長期の停電に対する企業、店舗の対応について

- ・事務局からの資料説明の後、検討を実施した。
- ・災害発生時における営業継続判断は店長が行なう企業の場合には、協会からのガイドラインがあったとしてもその通りの運用は難しい面がある。
- ・災害発生時からの1日目、3日目、7日目など時間帯を定めて、営業に関する注意喚起が出来るか良いのではないかと。
- ・災害発生時によって状況が異なるため、確認を行なうだけで良いのではないかと。

## 4. 家庭内備蓄品リストの多言語対応等の提案について

- ・事務局からの資料説明の後、検討を実施した。
- ・実際に出来る事、具体的に協会に要望されていることがはっきりとしない部分が多く、再度情報を確認した上で改めて対応を検討する。

## 5. 大量窃盗情報共有システムを運用してのフィードバックについて

- ・以下の内容について事務局より報告を行ない、検討を実施した。
- 1) 大量窃盗情報共有システムの情報発信状況について
- 2) 11月11日付読売新聞のベトナム人集団窃盗報道について  
 ・登録している会員企業に対しては、新聞報道内容を周知啓発すると共に、実際に大量窃盗情報共有システムを利用してみたい感想、意見、大量窃盗発生の実状などについてアンケートを実施する。
- ・依頼文書、アンケート内容等はメールベースに委員に確認いただき、了承された後に実施する。

## 6. 報告事項

以下の項目に関して事務局より報告を行なった。

- 1) 東京都「災害時における薬剤師班活動マニュアル検討委員会」について
- 2) 台風21号および北海道胆振東部地震被害対応について
- 3) 組織委員会 支部の活動からの報告について
- 4) 店舗で「怪しい動き」を察知するAIカメラに関する情報提供について

## 7. その他

## ●次回開催

- ・日時：平成31年2月6日(水)16:00～18:00
- ・場所：JACDS東京事務所

以上

## 協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

### ■登録販売者試験受験対策支援

☆平成30年度 登録販売者試験情報(平成30年12月7日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁1ページ分あり】

### ■第7回健康(セルメ)川柳コンクール作品募集開始

第7回健康(セルメ)川柳コンクール作品募集が10月1日より開始しています。JAPANドラッグストアショーの同時開催イベントとして定着し、毎年1万5千作品以上の応募があります。募集締め切りは来年1月末です。

来店される一般生活者の方だけでなく、会員企業の従業員の皆様も応募可能です。多数のご応募をお待ちしております。詳細は後頁のパンフレットをご覧ください。【資料:後頁2ページ分あり】

### ■JAPANドラッグストアショー同時開催セミナーのご案内

JAPANドラッグストアショーの同時開催セミナーとして、第3回 JACDS 薬剤師学術セミナーと認知症サポーター養成講座が開催されます。多数のご応募をお待ちしております。詳細は後頁のパンフレットをご覧ください。

【資料:後頁5ページ分あり】

### ■「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料:後頁2ページ分あり】

### ■「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁6ページ分あり】

### ■介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。【資料:後頁2ページ分あり】

### ■薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

**■「アドバイザー養成講座」受講生を募集中**

ヘルスケアアドバイザー、漢方アドバイザーの受講生を募集しています。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。【資料:後頁1ページ分あり】

**■ダブルライセンス認定制度を実施**

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料:後頁2ページ分あり】

**■日本ヘルスケア協会 ご案内**

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料:後頁5ページ分あり】

**■「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について**

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

## 平成30年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成30年12月7日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月29日(水)	10月1日(月)	1,136名	1,937名	58.6%
青森県	8月29日(水)	10月1日(月)	326名	655名	49.8%
岩手県	8月29日(水)	10月1日(月)	298名	589名	50.6%
宮城県	8月29日(水)	10月1日(月)	626名	1,106名	56.6%
秋田県	8月29日(水)	10月1日(月)	215名	439名	49.0%
山形県	8月29日(水)	10月1日(月)	265名	502名	52.8%
福島県	8月29日(水)	10月1日(月)	867名	1,826名	47.5%
茨城県	9月5日(水)	10月5日(金)	676名	1,813名	37.3%
栃木県	9月5日(水)	10月5日(金)	432名	1,213名	35.6%
群馬県	9月5日(水)	10月5日(金)	487名	1,354名	36.0%
埼玉県	9月9日(日)	10月9日(火)	1,009名	3,155名	32.0%
千葉県	9月9日(日)	10月9日(火)	945名	2,622名	36.0%
東京都	9月9日(日)	10月9日(火)	1,769名	5,001名	35.4%
神奈川県	9月9日(日)	10月9日(火)	1,357名	3,442名	39.4%
新潟県	9月5日(水)	10月5日(金)	413名	989名	41.8%
富山県	9月5日(水)	10月19日(金)	286名	806名	35.5%
石川県	9月5日(水)	10月19日(金)	290名	838名	34.6%
福井県	8月19日(日)	10月5日(金)	178名	915名	19.5%
山梨県	9月5日(水)	10月5日(金)	142名	385名	36.9%
長野県	9月5日(水)	10月5日(金)	347名	925名	37.5%
岐阜県	9月5日(水)	10月19日(金)	476名	1,280名	37.2%
静岡県	9月5日(水)	10月19日(金)	1,061名	2,240名	47.4%
愛知県	9月5日(水)	10月19日(金)	1,170名	2,789名	42.0%
三重県	9月5日(水)	10月19日(金)	411名	930名	44.2%
滋賀県	8月19日(日)	10月5日(金)	293名	1,000名	29.3%
京都府	8月19日(日)	10月5日(金)	768名	1,992名	38.6%
大阪府	9月13日(木)	10月26日(金)	2,425名	5,012名	48.4%
兵庫県	8月19日(日)	10月5日(金)	1,268名	3,504名	36.2%
奈良県	11月18日(日)	1月9日(水)			
和歌山県	8月19日(日)	10月5日(金)	199名	645名	30.9%
鳥取県	11月15日(木)	12月21日(金)			
島根県	11月15日(木)	12月21日(金)			
岡山県	11月15日(木)	12月21日(金)			
広島県	11月15日(木)	12月21日(金)			
山口県	11月15日(木)	12月21日(金)			
徳島県	10月24日(水)	12月3日(月)	115名	354名	32.5%
香川県	10月24日(水)	12月3日(月)	187名	483名	38.7%
愛媛県	10月24日(水)	12月3日(月)	186名	517名	36.0%
高知県	10月24日(水)	12月3日(月)	111名	320名	34.7%
福岡県	12月9日(日)	1月16日(水)			
佐賀県	12月9日(日)	1月16日(水)			
長崎県	12月9日(日)	1月16日(水)			
熊本県	12月9日(日)	1月16日(水)			
大分県	12月9日(日)	1月16日(水)			
宮崎県	12月9日(日)	1月16日(水)			
鹿児島県	12月9日(日)	1月16日(水)			
沖縄県	12月9日(日)	1月16日(水)			
計			20,734名	51,578名	40.2%

※詳細は各都道府県に確認願います。



# 健康(セルメ)川柳 コンクール作品大募集!!

地域の皆様の「からだ」と「こころ」の健康を願い、  
健康(セルメ)川柳を大募集します

応募概要

**応募はどなたでもOK!ふるって応募ください。**

- 健康に関するテーマや風刺を「5・7・5」の文字数で応募ください
- 応募者ご自身、ご家族、高齢者、知人、ペットなどの健康を題材にした作品を募集します



**【セルフメディケーションとは?】**

「セルメ」とはセルフメディケーションの略語(造語)です。自分の健康を自分で管理し、毎日元気で暮らすことを意味します。その結果、高騰する日本の医療費が抑制され、国民負担が軽減し、現行のすぐれた医療制度が維持されます。「セルフメディケーションの推進」は日本再興戦略にも取り上げられ、まさに国策と言える状況になりつつあります。日本チェーンドラッグストア協会は元気な街づくりのための「セルフメディケーション推進」を目指し、様々な活動に力を入れております。

**【セルフメディケーションのキーワード】**

薬、健康食品、機能性食品、サプリメント、医師、薬剤師、登録販売者、病院、薬局、ドラッグストア、ダイエット、メタボ、ウォーキング、介護、スマイルケア食品、等々…

賞・記念品

- |                         |       |        |
|-------------------------|-------|--------|
| ● 大賞                    | 1作品   | 賞金20万円 |
| ● 準大賞                   | 1作品   | 賞金10万円 |
| ● 日本チェーンドラッグストア協会会長賞    | 2作品   | 賞金5万円  |
| ● JAPANドラッグストアショー実行委員長賞 | 2作品   | 賞金3万円  |
| ● 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞  | 2作品   | 賞金3万円  |
| ● スポンサー賞                | 各社1作品 | 賞金5千円  |

**【記念品】**

- 受賞者にはトロフィー
- 優秀100作品(受賞作品除く)にはオリジナル図書カード

審査・発表

**【審査】** 第19回JAPANドラッグストアショーで大賞、各賞が決定します。  
～2019年3月15日(金)幕張メッセ(千葉)～

- 川柳学会専務理事 尾藤川柳先生に優秀100作品を選考していただき、3月15日に最終選考会を行い、各賞が決定します。

**【発表】**

- JAPANドラッグストアショー会場内イベントステージ横での展示
- 協会ホームページでの公表
- 受賞者へは個別に連絡を行います(2019年3月下旬予定)

《主催者・問い合わせ先》

日本チェーンドラッグストア協会 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階 TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

http://www.jacds.gr.jp/ E-mail:sec@jacds.gr.jp

# 第7回 健康(セルメ)川柳コンクール 作品募集要項

## 《募集期間》

2018年10月1日(月)～2019年1月31日(木)  
 (郵送の場合は当日消印有効、パソコン、携帯電話の場合は  
 日付変更までに登録完了した分)

## 《応募資格》

特にございません。  
 広く国民の皆様からの応募をお待ちしています。

## 《応募方法》

次の方法から選び、応募ください。

### ■スマートフォン・携帯電話による応募

右下のQRコードを読み取り、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

### ■パソコンによる応募

JACDSホームページ等のリンクバナーをクリックし、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

### ■応募用紙による応募

このリーフレットに印刷されている点線に沿って応募用紙を切り取り、葉書の形に貼付けてください。必要事項を記入いただき、62円切手を貼って投函ください。または切り取らずにFAXにて送付ください。

FAX送付先:045-474-2569

※必要事項が記載されていれば官製はがきでの応募も受け付けます。

## 《応募上の諸注意》

- 未発表であり、他のコンクール等への応募がされていないこと。
- 応募作品は本人が創作したものであること。
- ご本人が記入・入力すること。
- 5・7・5 作品への「ふりがな」を記入してください。
- 1人あたりの応募数に上限はありません。  
 (受賞は1人1作品となります)
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募時の記載事項に虚偽が判明した場合は受賞を取り消す場合があります。
- 受賞作品が発表済み、あるいは発表されたものに類似していた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募作品の利用に関し、著作権はJACDS健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会に帰属します。

応募はどなたでもOK!  
 ふるって応募ください。



スマートフォン用QRコード



携帯電話用QRコード



キリトリ線

## 応募作品

\*「ふりがな」をつけてください。

### 作品1

五	ふりがな				
七	ふりがな				
五	ふりがな				

### 作品2

五	ふりがな				
七	ふりがな				
五	ふりがな				

キリトリ線

郵便はがき

62円切手を貼った上で投函ください。

2 2 2 0 0 3 3

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10  
 楓第2ビル4階

日本チェーンドラッグストア協会  
 健康(セルメ)川柳コンクール応募係 行

氏名(ふりがな)	年齢	才
	性別	男 女
	○で囲んでください	

雅号(ペンネーム)※任意

発表の際に使用します。  
 表彰では氏名と併記します。

住所 〒

TEL

E-mail  
 (携帯メール可)

平成30年12月4日

日本チェーンドラッグストア協会正会員企業 各位

## 第3回JACDS薬剤師学術セミナーの御案内

日頃より、当協会活動にご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度もドラッグストアショーと同時開催で、第3回JACDS薬剤師学術セミナーを開催します。1コマ単位で受講できますので、ドラッグストアショーの見学とセットでご参加ください。薬剤師の皆さん以外の参加も大歓迎です。

- 日時 平成31年3月15日(金)・16日(土)・17日(日)
- 会場 幕張メッセ国際展示場内 セミナールーム
- 内容 別紙のとおり
- 受講 1コマから9コマまで、いくつでも受講できます。
- 研修シール 研修認定薬剤師研修受講シール セッションごとに1単位(最大9単位)
- 受講料 無料

会員企業の皆様におかれましては、本セミナーに御理解いただき、貴社に勤務する薬剤師の皆さんに別紙の案内を配信いただきますようお願い申し上げます。

本日から募集開始です。多数の方の申込みをお待ちしています。

### 今回のセミナーのポイント

- 特別講演会として、来春の医薬品医療機器法改正のポイントについて、厚労省薬系技官トップの森和彦大臣官房審議官(医薬担当)による解説が実現しました。
  - 漢方薬、フレイル対応、健康食品など販売力アップにつながるセッションを用意しています。
  - このほかにも、薬剤耐性(AMR)感染症、在宅調剤、薬剤師の副作用報告、糖尿病療養指導、生活習慣病薬などの多彩なテーマを設定しました。
- 照会先 JACDS薬剤師学術セミナー事務局  
東京都港区虎ノ門1-15-10(協会東京事務所内) Tel:03-3506-1031

研修認定薬剤師制度認定研修(最大9単位)

第3回JACDS薬剤師学術セミナー

-コミュニティー・ファーマシストをめざして-

主催:日本チェーンドラッグストア協会/日本薬業研修センター

- 日 時 平成31年3月15日(金)・16日(土)・17日(日)
- 内 容 下記日程のとおり。セッションごとに、自由に選択できます。
- 会 場 幕張メッセ 国際展示場 4ホール セミナールームC
- 住 所 千葉市美浜区中瀬2-1 TEL:043-296-0001
- 定 員 セッションごとに100名 薬剤師、会員企業所属かどうかに関係なくどなたでも受講できます。
- 受講料 無料
- 単 位 セッション ごとに1単位取得できます。
- 申 込 必要事項をご記入いただき、FAXでお申込みください。  
※定員になりましたら、お申込みを締め切らせていただきます。お早目にお申込みください。
- 問合先 薬剤師学術セミナー事務局 TEL:03-3506-1031 / Eメール:info@nihonyakugyou.jp

3月15日(金)	3月16日(土)	3月17日(日)
セッション1 11:00~12:30  -特別講演会- <u>薬剤師の副作用報告の勧め</u> -その意義と実践-  (公社)日本薬剤師会 常務理事 島田 光明 (医療安全担当) (公社)日本薬剤師会・JACDS共同企画	セッション4 10:30~12:00  <u>糖尿病の療養指導と薬剤師の 関わりの実際(仮題)</u>  医療法人沖縄徳洲会 千葉徳洲会病院 薬局長 福井 宗徳 提供 テルモ(株)	セッション7 11:30~13:00(軽食付き)  <u>生活習慣病薬の Pitfall</u>  東邦大学医学部総合診療・救急医学講座 助教 佐々木陽典  提供 (株)沢井製薬
セッション2 13:30~15:00  -特別講演会- <u>怖い薬剤耐性(AMR)感染症</u> -知っておきたい予防への取組み-  国立国際医療研究センター AMR 臨床リファレンスセンター長 大曲貴夫(研究センター病院副院長)	セッション5 13:30~15:00  -特別講演会- <u>医薬品医療機器等法改正のポイント</u>  厚生労働省 大臣官房審議官(医薬担当) 森 和彦	セッション8 13:30~15:00  <u>健康食品の現状と医薬品との相互作用</u>  (一社)日本健康食品・サプリメント情報センター 理事 宇野 文博
セッション3 15:15~16:45  <u>フレイルと栄養-</u> 何故フレイルは起こるのか? また、その予防方法は?  (株)明治 メディカル栄養営業部 学術グループ課長 藤田 稔 提供 (株)明治	セッション6 15:15~16:45  <u>知っておきたい漢方の基本</u>  一般用漢方製剤委員会 委員長 長島義昌 クラシエ薬品(株) 広報委員会 委員 本多正幸 (株)ツムラ 提供 日本漢方生薬製剤協会	セッション9 15:15~16:45  <u>在宅調剤</u> -薬剤師の皆さんに期待すること-  医療法人社団 めぐみ会 理事長 多摩市医師会長 田村 豊

(注1)セッション7(3月17日(日)11:30~13:00)は(株)沢井製薬から軽食が提供されます(会場先着100名まで)。

送付先 FAX 03-5510-0180

## 第3回 JACDS 薬剤師学術セミナー申込書

- FAX送信で申込み手続は完了です。
- 申込書は当日の受講票となりますので、必ずご持参ください。
- 受講者は、一般来場者ではなく、ビジネス関係者用の登録ブース(4か所)からの入場が可能です(薬剤師等である旨を申し出てください)。最寄は4ホール入口です。

社名		所属			
氏名		Tel		Email	

参加セッションにチェックを入れてください。

3月15日(金)	3月16日(土)	3月17日(日)
<input type="checkbox"/> セッション1	<input type="checkbox"/> セッション4	<input type="checkbox"/> セッション7
<input type="checkbox"/> セッション2	<input type="checkbox"/> セッション5	<input type="checkbox"/> セッション8
<input type="checkbox"/> セッション3	<input type="checkbox"/> セッション6	<input type="checkbox"/> セッション9

「第19回JAPANドラッグストアショー」同時開催

## 千葉市支部主催セミナー開催のご案内

### 『認知症サポーター養成講座』

～認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して～

「認知症サポーター」とは、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けている人のことです。特別な活動を要求されるわけではありませんが、日常生活の中で認知症の方と出会った時にその人の尊厳を損なうことなく適切に対応することにより、認知症の方と認知症の方を介護するご家族の支えとなります。

認知症の方が来店された時、早目の受診勧奨ができれば病気の進行を遅らせることが可能な場合もあります。認知症の介護をされているご家族から相談があった時、認知症を正しく理解していれば支えになることもできます。今後、認知症の方の来店の対応や、自宅への宅配等ドラッグストアの役割を明確にして協力していくことが求められると考えます。

今回、千葉市地域包括ケア推進課のご協力により「認知症サポーター養成講座」を開催することとなりました。この機会により多くの方に受講していただきたいと、15日(金)と17日(日)の2回開催することにしました。店舗関係者だけでなく、メーカー、卸、ストアサポートの皆様もどうぞご参加ください。

皆様のご来場をお待ちしております。

日本チェーンドラッグストア協会  
千葉市支部長 根本 光男

#### 記

日 時： 平成31年3月15日(金) 12:45～13:45  
17日(日) 11:00～12:00

場 所： 第19回JAPANドラッグストアショー展示会場内 セミナールーム

参加費：無料(ただし事前申し込みが必要です。別紙の申込書でお申込みください)

参加対象者：どなたでもご参加いただけます。ご家族やご友人もお誘いあわせの上ご参加ください

講 師： 15日(金) NPO法人 千葉西地域包括多職種の会 前澤 弘子 氏

17日(日) 公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部代表 広岡 成子 氏

講演内容：「認知症サポーター養成講座」の標準テキストに基づいてビデオ上映も交え60分

1. 認知症を理解する
2. 認知症サポーターとは

\* 講座受講後、認知症を支援する「目印」としてプレスレット(オレンジリング)をお渡しします

以上

主催：日本チェーンドラッグストア協会 千葉市支部、千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課

# 「認知症サポーター養成講座」参加申込書

日時: 平成31年3月15日(金)12:45~13:45、17日(日)11:00~12:00

場所: 第19回JAPANドラッグストアショー展示会場内 セミナールーム

企業名 \_\_\_\_\_

連絡担当者

部署・役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

FAX ( ) \_\_\_\_\_

## ■ 参加者

NO	氏名	希望日(該当に○)
1		15日(金) 17日(日)
2		15日(金) 17日(日)
3		15日(金) 17日(日)
4		15日(金) 17日(日)
5		15日(金) 17日(日)

5名様以上の場合は行を追加、またはコピーしてご記入ください

**FAX またはメールにてお申し込みください。**

**※申込締切日 平成30年2月28日(木)**

(定員になり次第、締め切りとなりますので、お早目にお申し込みください。)

お問い合わせ先 日本チェーンドラッグストア協会 事務局 担当 片桐

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL : 045-474-1311 FAX : 045-474-2569

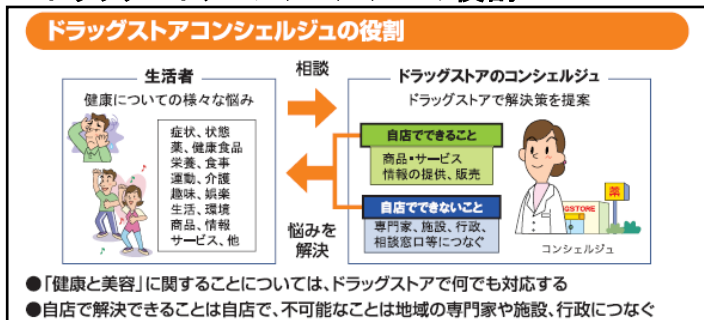
E-mail: sec@jacds.gr.jp

# 幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

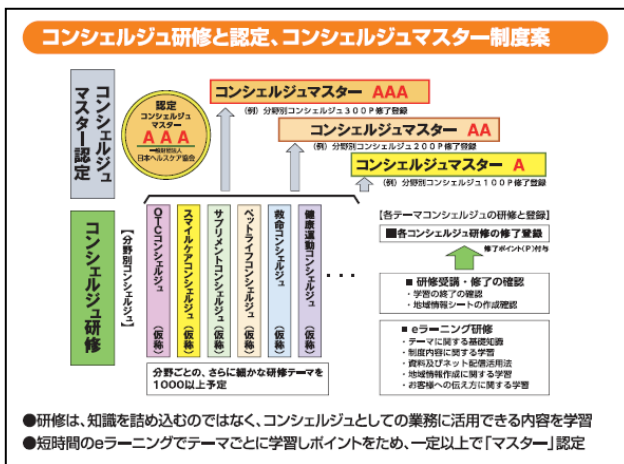
## ■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

## ■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

## ■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で）
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みと一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。



# 「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。  
 ※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座			
■食と健康	コンテンツ	■ベビーケア	コンテンツ
食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他
★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他
★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他
★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)	■健康維持生活	コンテンツ
★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他
■ヘルスケア	コンテンツ	救急救命	心臓停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他
★正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	■健康関連制度	コンテンツ
★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他
医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他
ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用法/他	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他
サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	■その他	コンテンツ
■ビューティケア	コンテンツ	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他
化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他
ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他
サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他
■加齢生活ケア	コンテンツ	その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他
加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/他		
介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他		
サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他		

## ■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2018年秋頃までは無料で受講が可能(有料になった時、受講をご希望がご連絡します)

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターにお問合せ下さい。 ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

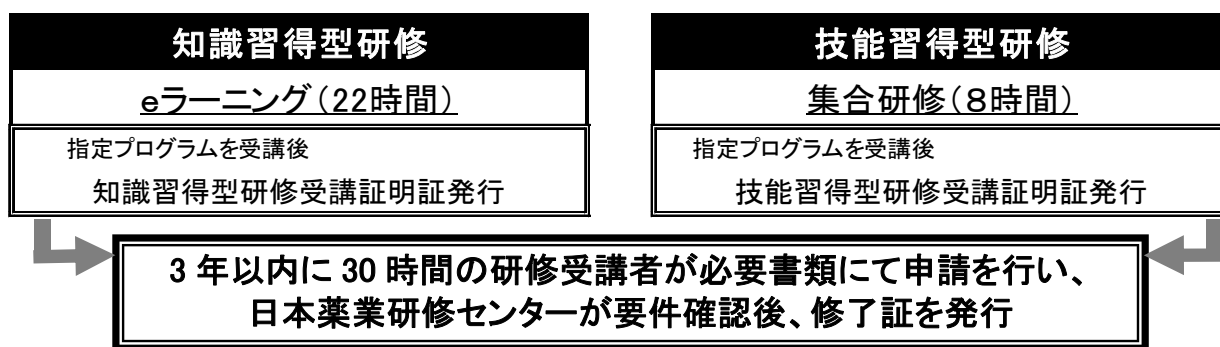
TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～  
**「健康サポート薬局研修」ご案内**

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、昨年3月の千葉からスタートし、7月より、本格的に各地での研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

千葉、仙台、大阪等では、地域の薬務課の方も来場され、講義を行って頂きました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
<b>知識習得型研修</b>		<b>eラーニング</b>
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

## 2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

**ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。**

## ■研修形式と受講料、入金時期

### 1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

### 2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター  
 シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

## ■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

### 〔技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2019年4月14日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	9時30分～19時
2	2019年6月9日(日)	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分

● 日程は、決定次第ホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> )にアップします。  
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

## ■申込・受講の流れ

### 〔技能習得型研修〕

募集・申込
・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。  
研修の開催状況は研修センターのホームページ  
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します (案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。  
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

### 〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。  
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

## ■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●平成30年度 技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、blankでも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

## ■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

## ■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人件分の還付金をお支払します。

申し込み・  
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先FAX		連絡先TEL	
	所属先名 (所在地)		薬剤師 登録番号	都道 府県 区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2019年4月14日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル					
				名	名	名	名	
2	2019年6月9日(日)	東京都渋谷区	協励会館					
				名	名	名	名	

研修時間は、No1, 2, 4は、9時30分～19時、No3は、9時～17時40分を予定しております。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**  
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>  
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。  
それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。  
申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) III研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

技能習得型研修									知識習得型研修		
〔記入例〕	実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
	A研修	B研修	I	II	III		I 研修	II 研修	III 研修		
企業 個人		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
	○				○	静岡県			3~5		
	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい

# ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

## ■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

## ■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

## ■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

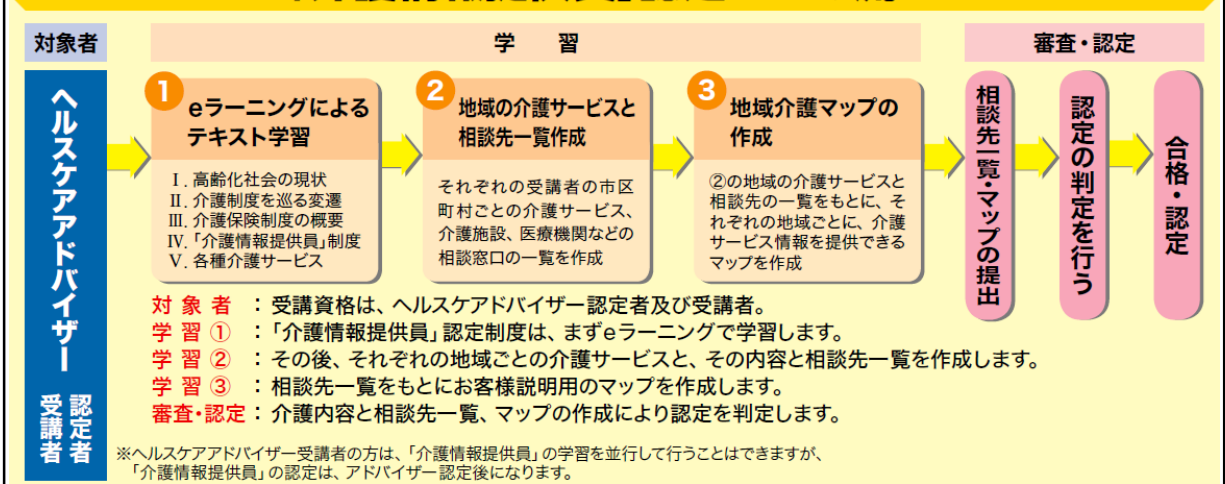
## ■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成  
地域の介護マップの作成

## 「介護情報提供員」認定までの流れ





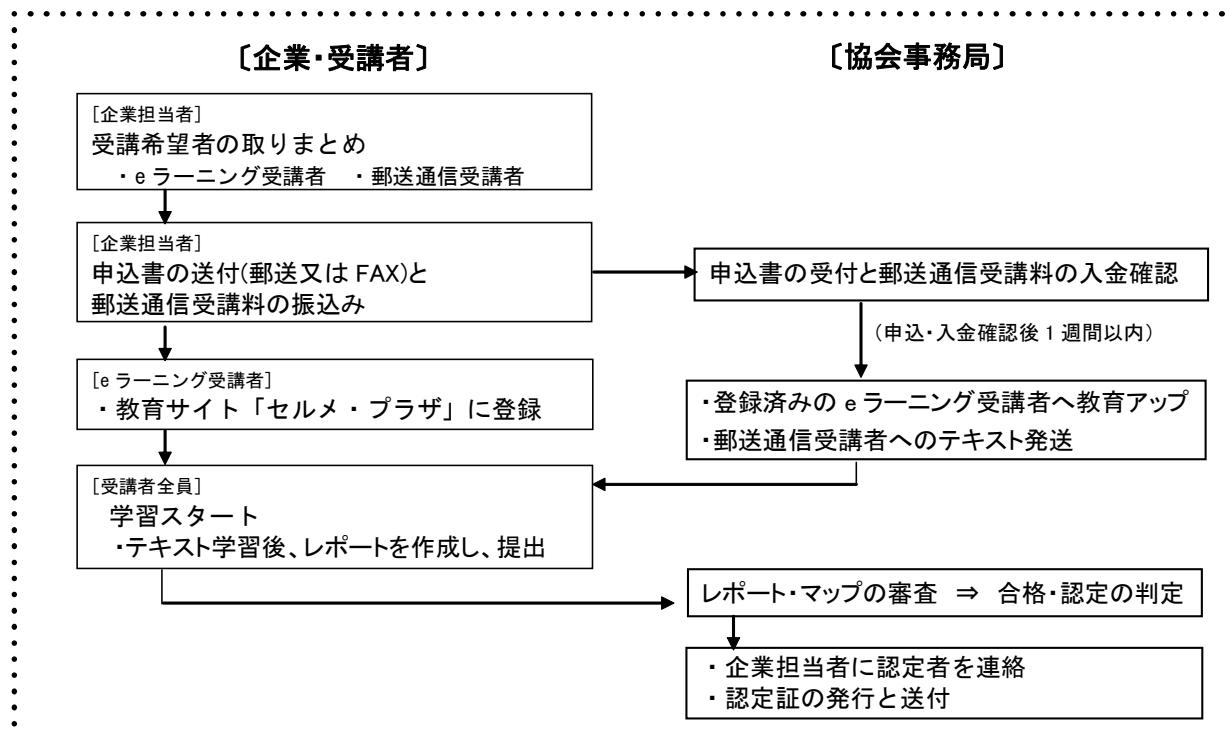
## ■ 学習の狙い

- ① 高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ② 介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③ 地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④ 地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤ 顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

## 「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



## 「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み  
お問い合わせ先**

**JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター**

〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

# 薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

## ● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

## ● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

### ■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
<b>eラーニング ※1)</b> パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	<b>1日 ※2)</b> (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 <b>1) 通信研修受講証明証を発行</b>	年1回以上の受講 <b>2) 集合研修受講証明証を発行</b>
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

### 資質向上研修受講証明証の発行

#### (3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

### ■ 受講費用

#### 1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者:日本チェーンドラッグストア協会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

#### 2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者:日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計  
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計  
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

## ■カリキュラム

□症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座				○応用講座			
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	25・26	皮膚疾患用薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	29・30	痔疾用薬
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	31・32	鎮咳去痰薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	33・34	禁煙補助剤
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	37・38	乗り物酔い 防止薬
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーブ医薬品	39・40	スキンケア
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	41・42	育毛剤・発毛剤
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	43・44	水虫薬
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬	45・46	泌尿器用薬
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬		

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。  
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

## 2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

### 研修内容

1. 薬事行政情報  
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度  
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③  
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験  
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

## ■申込方法

### 1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

### 2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容  
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

# [2018年10月・12月スタート アドバイザー養成講座]

## 第36期生 ヘルスケアアドバイザー 第28期生 漢方アドバイザー

更なる専門領域を広げ、店頭アドバイスに役立ちます。資質向上を目指す方にもお勧めです。  
■ヘルスケアは、第36期募集が新規受講者最終募集となります。

### ヘルスケアアドバイザー養成講座

講座は2018年10月から開講していますが  
申込みは**12月31日**まで受け付けします

病気の予防や改善について役立つ、薬、栄養・食事、運動、介護・応急処置、妊娠・出産、環境などの健康に関する幅広い知識を学習します。薬剤師・登録販売者の方にも、受講をお勧めします。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	12ヶ月
教材内容	テキスト：6分冊 DVD：1巻 添削問題：12回
受講料	62,640円(税込・JACDS会員価格)

#### ■主なカリキュラム

##### ヘルスケアに関する基礎知識編

体の構造と働き/医薬品/栄養・食生活・運動/  
病態生理/関係法規・制度/自己責任とセルフメイケーション

##### ヘルスケアに関する実践知識編

病気とヘルスケア/薬とヘルスケア/体の症状とヘルスケア/  
こころとヘルスケア/代替・補完医療/妊娠・出産・育児/  
介護/応急処置

##### ドラッグストアの応対に関する知識・技術編

応対に関する知識/ドラッグストアに関する基礎知識

### 漢方アドバイザー養成講座

講座開講：2018年12月  
申込締切：2018年12月31日

漢方アドバイザーは、漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習します。病気の予防や未病改善に重点をおく漢方の考え方は、これからの高齢社会が求める認定制度です。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	10ヶ月
教材内容	テキスト：5分冊＋別冊1冊 DVD：1巻 添削問題：10回
受講料	101,800円(税込・JACDS会員価格)

#### ■主なカリキュラム

##### 漢方に関する基礎知識編

中医薬学小史/中医薬学基礎知識/  
中医診断学概要/中薬の基本知識(上)

##### 漢方に関する実践知識編

中薬の基本知識(下)/常用中薬/  
常用の方剤(上下)/食物の医療・保健作用/  
病気と中医弁証治療  
(別冊：一般用漢方製剤の承認基準 概要)

### ヘルスケアアドバイザーが受講できます

#### JACDS認定「介護情報提供員」認定講座

複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員認定制度」を実施しています。ヘルスケアアドバイザー認定者と受講者の方が受講対象者となっていますので、併せてご活用ください。

### 漢方の知識で健康づくりをサポート

#### 有望マーケットとして期待される「漢方」

超高齢社会を迎え、健康維持、予防、未病改善が大きく注目されており、漢方薬は業界でも有望マーケットとして期待されています。一般生活者に効果的な漢方の利用を普及し、体質改善のアドバイスができる人材育成のため、ご活用ください。

※受験料、認定登録料、更新料は別途費用がかかります。

◇ご質問、資料請求は、人材育成センターまでお問い合わせ下さい◇

## JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

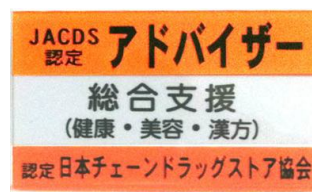
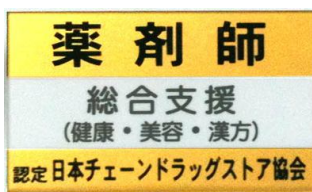
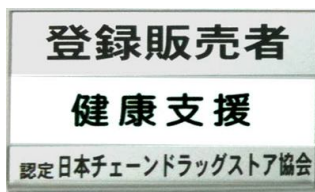
# ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



## 対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師  
総合支援（健康・漢方）薬剤師  
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー  
総合支援（美容・育児）アドバイザー

## より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

### ●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

# ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

**健康支援** 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用  
**育児支援** 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

**総合支援** 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ JACDS 日本フェンドラッグストア協会

**薬剤師**  
健康支援  
■日本フェンドラッグストア協会  
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

**登録販売者**  
総合支援（健康・美容）  
■日本フェンドラッグストア協会  
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

**JACDS認定アドバイザー**  
総合支援（美容・育児・漢方）  
■日本フェンドラッグストア協会  
◆ビューティ、漢方、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

## 申込・手続き方法と認定者への配布物

### ●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

### ●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

## 現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す  
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。  
再認定の時は、登録費用は有料となります。

### お問合せ先

## JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

# 一般財団法人 日本ヘルスケア協会

## 活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会  
Japan Association of Health care Initiative

## ■ ごあいさつ



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
会長 **今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。



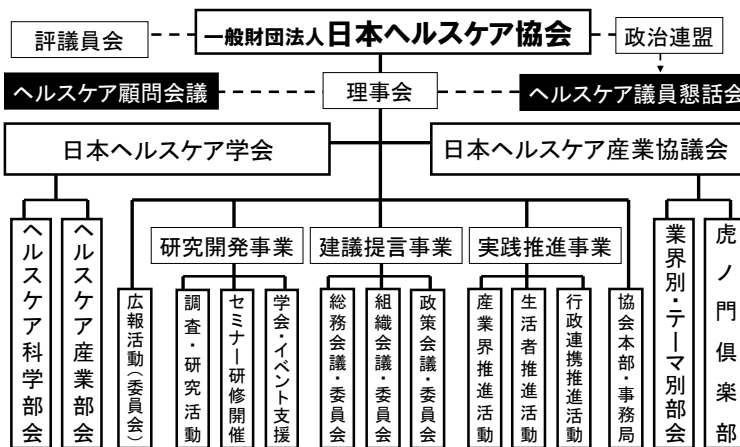
一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
理事長 **松本 南海雄**  
(株)マツモトキョシホールディングス 代表取締役会長)

## ■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する  
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、  
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、  
国民の幸福に寄与します

## ■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

### 「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



#### ○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
ヘルスケア産業部会 部会長  
**上原 征彦**  
(昭和女子大学現代ビジネス研究所  
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長  
ヘルスケア科学部会 部会長  
**今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)

#### ○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
**池野 隆光**  
(ウエルシアホールディングス(株)  
代表取締役会長)

## ■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

### ◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

### ◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

### ◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。



## ■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

### ◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

### ◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

### ◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

### ◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

### ◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

### ◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

### ◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能性表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会  
区民公開シンポジウムに協力

## ■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

### 1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

### 2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

### 5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

### 6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

## ■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし  
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

## ■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

### ■ お振込み先

● 振込み口座  
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名  
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階  
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp  
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)  
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

**一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I )入会申込書**

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄			
法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名	
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名
	法人所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
業種			
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名
	担当者所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
E-mail:			
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入			請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円			必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄			
本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)
	住所 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
E-mail:			
年会費		3千円(人/年)	請求書(どちらかに○) 必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。  
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会  
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No. 

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

seriousfun camp  
founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ  
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもたちの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア（中東除く）で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！ と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を  
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

**JACDS**  
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会  
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4階  
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

 solaputi kids' camp  
a seriousfun camp  
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ  
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

## 行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

### 【厚生労働省】

#### 1. 無許可で製造販売された化粧品にかかる回収命令・報告命令について

—医薬・生活衛生局・神奈川県健康医療局(12月3日)

厚生労働省より保健衛生上の気概の発生・拡大の防止の観点から注意喚起の要請がありました。詳細は後頁の資料に目を通していただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後14ページ分あり】

### 【経済産業省】

#### 2. 冬季の省エネルギーについて—経済産業省・資源エネルギー庁(11月8日)

2018年度冬季の電力需給に係る対応を取りまとめました。今冬の北海道には「数値目標なし節電要請」、それ以外のエリアは基本的に節電要請等の対応を実施しないこととしました。詳細は以下のリンクをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/11/20181108003/20181108003.html>

#### 3. 「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(仮称)」の設立について

—商務・サービスグループ(11月20日)

この度、地球規模の新たな課題である海洋プラスチック問題の解決に向けて、幅広く関係者の連携を強めイノベーションを加速するため、「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(仮称)」が設立されました。詳細は以下のリンクをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/11/20181120002/20181120002.html>

#### 4. 下請取引の適正化について—経済産業大臣、公正取引委員会委員長(11月27日)

下請取引の適正化について要請がありました。下請代金支払遅延防止法(下請法)の遵守事項等が記載されています。後頁の資料に目を通していただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁8ページ分あり】

#### 5. 消費税の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)—商務・サービスグループ(11月28日)

「消費税の引上げに伴う価格設定についてのガイドライン」については、以下の政府広報HPにて公表されております。ご参考までにご覧ください。

[https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen\\_zeiritsu/other/img/20181128\\_guidline.pdf](https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/other/img/20181128_guidline.pdf)

このデータは、政府広報オンラインの「特集 消費税の軽減税率制度」紹介ページに掲載されています。

[https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen\\_zeiritsu/other/anteiteki.html#kensyo](https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/other/anteiteki.html#kensyo)

#### 6. 水銀汚染防止法の省令改正について—商務・サービスグループ(12月3日)

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令が12月3日付官報に掲載され、2017年8月16日(新用途水銀使用製品の規制開始日)に遡及して適用されました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が12月3日付官報に掲載され、3か月後に施行されます。

11月号でご案内した、横浜市からの水銀製品回収事業もこの法律に基づいたものです。

【資料:後頁4ページ分あり】

#### **7. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(9月分)**

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の9月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

#### **【団体】**

#### **8. 食品ロス削減のための納品期限の見直しの取組みについて**

—一般社団法人全国清涼飲料連合会(11月9日)

清涼飲料業界では、食品ロス削減のための取組みとして、賞味期限が12ヶ月以上の製品は賞味期限を年月表示とするガイドラインを策定したとのことです。さらに、12ヶ月未満製品への年月表示化および、これに伴う納品期限の見直しについても協力の依頼がありました。【資料:後頁1ページ分あり】

事務連絡  
平成30年12月3日

各関係団体 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

無許可で製造販売された化粧品にかかる回収命令について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から別添のとおり事務連絡がありましたので、参考に送付します。

問合せ先  
薬事指導グループ 宮脇  
電話 045-210-1111 内線 4968  
045-210-4967 (直通)

事務連絡  
平成30年11月1日

各 (都道府県  
保健所設置市  
特別区) 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

無許可で製造販売された化粧品にかかる回収命令・報告命令について

標記につきまして、別添のとおり東京都が報道発表を行い、当省においてもその旨公表いたしました。

本事案で化粧品製造販売業の許可を受けずに製造販売された化粧品については、その販売・授与の中止や回収が命じられていますが、実際の製造者に関する情報や実際に含有されている成分が不明であるなど、安全性が確認されていないものもあります。このため、保健衛生上の危害の発生・拡大防止の観点から、貴管下関係者に対しては、その点も含めて注意喚起等をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

担当：

薬事監視第一係 小川、西澤、宮下 (内線2767)

電話番号(代表) : 03-5253-1111

電話番号(直通) : 03-3595-2436

FAX番号 : 03-3501-0034





平成30年11月1日  
福祉保健局

## 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 に基づく行政処分（回収命令及び報告命令）について

都は本日、以下の事業者に対し「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）」第70条第1項の規定に基づく「回収命令」及び第69条第4項の規定に基づく「報告命令」を行ったので、お知らせします。

### 1 対象事業者

氏名 ピュアハートキングス株式会社（代表取締役 浅沼大智）  
住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番18号ライツ恵比寿202号

### 2 概要

対象事業者は、化粧品製造販売業及び化粧品製造業の許可を受けていないにもかかわらず、これらの許可証を偽造した上で、「MEDULLA（シャンプー及びリペア）」他4品目の化粧品を製造販売した。

このことは、法第12条第1項、第13条及び第62条において準用する第55条の規定に違反する。このため、法第70条第1項の規定に基づき、当該品の販売・授与の中止及び回収を命じるものである。

また、都の調査に対し、製造販売した製品の数量等を過少に報告したり、実際の製造者に関する回答を拒否しており、事実関係を正確に把握できない。保健衛生上の危害の発生・拡大防止のため速やかに措置を講ずる必要があることから、法第69条第4項の規定に基づき、必要な許可を受けることなく製造販売した品目、数量等について、あらためて正確に調査し報告するよう命じるものである。

### 3 回収命令の内容

以下の5品目について、速やかに販売・授与の中止及び回収を行うとともに、平成30年11月30日（金曜日）までに東京都知事宛、回収終了報告書を提出すること。

- (1) MEDULLA（シャンプー及びリペア）
- (2) キュンキュン シャンプー
- (3) シアバター 50s
- (4) 神水
- (5) アロマボディ シャンプー

### 4 報告命令の内容

現在までに製造販売したすべての製品について、「製品名、製造した者の氏名・住所、製造場所、製造販売数量、販売先」を正確に調査の上、平成30年11月8日（木曜日）までに東京都知事宛、文書により報告すること。

（裏面に続く）

問合せ先  
福祉保健局健康安全部薬務課  
電話：03-5320-4519

<参考>

【製品外観】

(1) MEDULLA (シャンプー及びリペア)



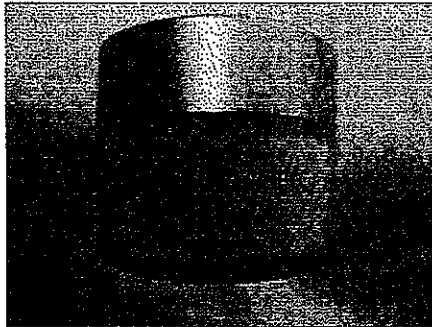
※製品の色は各々5色あり。

(2) キュンキュン シャンプー



※製品の色は5色あり。

(3) シアバター 5.0 s



(4) 神水



(5) アロマボディ シャンプーについては、製品写真なし。

■医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抜粋）

（製造販売業の許可）

第十二条 次の表の上欄に掲げる医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）、医薬部外品又は化粧品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売をしてはならない。

医薬品、医薬部外品又は化粧品の種類	許可の種類
第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品	第一種医薬品製造販売業許可
前項に該当する医薬品以外の医薬品	第二種医薬品製造販売業許可
医薬部外品	医薬部外品製造販売業許可
化粧品	化粧品製造販売業許可

2 (略)

（製造業の許可）

第十三条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造をしてはならない。

- 2 前項の許可は、厚生労働省令で定める区分に従い、厚生労働大臣が製造所ごとに与える。
- 3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。
  - 一 その製造所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
  - 二 申請者が、第五条第三号イからへまでのいずれかに該当するとき。
- 5 厚生労働大臣は、第一項の許可又は第三項の許可の更新の申請を受けたときは、前項第一号の基準に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。
- 6 第一項の許可を受けた者は、当該製造所に係る許可の区分を変更し、又は追加しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 7 前項の許可については、第一項から第五項までの規定を準用する。

（販売、授与等の禁止）

第五十五条 第五十条から前条までの規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 模造に係る医薬品、第十三条の三第一項の認定若しくは第二十三条の二の四第一項の登録を受けていない製造所（外国にある製造所に限る。）において製造された医薬品、第十三条第一項若しくは第六項若しくは第二十三条の二の三第一項の規定に違反して製造された医薬品又は第十四条第一項若しくは第九項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十七第四項若しくは第二十三条の二の二十三第一項若しくは第六項の規定に違反して製造販売をされた医薬品についても、前項と同様とする。

（準用）

第六十二条 化粧品については、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十七条までの規定を準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第六十一条各号」と、第五十二条第一項第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は第五十条から第五十二条まで」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条若しくは第五十二条第一項」と、第五十四条第二号中「第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「効果又は性能」とあるのは「又は効果」と、「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、第五十五条第一項中「第五十条から前条まで」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条及び前条」と、同条第二項中「認定若しくは第二十三条の二の四第一項

の登録」とあるのは「認定」と、「第六項若しくは第二十三条の二の三第一項」とあるのは「第六項」と、「第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項(第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)、第二十三条の二の十七第四項若しくは第二十三条の二の二十三第一項若しくは第六項」とあるのは「若しくは第十九条の二第四項」と、第五十六条第三号中「第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「品質若しくは性能」とあるのは「若しくは品質」と、「含む。」又は第二十三条の二の五第十二項(第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「含む。)」と、同条第四号中「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「品質若しくは性能」とあるのは「若しくは品質」と、同条第五号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

(立入検査等)

第六十九条

1～3 (略)

4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前三項に定めるもののほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第八十条の六第一項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者又は第十八条第三項、第二十三条の二の十五第三項、第二十三条の三十五第三項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第七十条第一項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

5～7 (略)

(廃棄等)

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しくは再生医療等製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プログラム、第四十四条第三項、第五十五条(第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の五及び第六十八条の十九において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条、第六十二条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。)、第六十五条、第六十五条の六若しくは第六十八条の二十に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品、第二十三条の四の規定により第二十三条の二の二十三の認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号(第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第四号若しくは第五号(第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品、第七十五条の三の規定により第十四条の三第一項(第二十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二の八第一項(第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。)の規定による第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二十八第一項(第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。)の規定による第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2～3 (略)

事務連絡  
平成30年11月15日

各 (都道府県  
保健所設置市  
特別区) 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

無許可で製造販売された化粧品にかかる回収命令について

標記につきまして、別添のとおり東京都が報道発表を行い、当省においてもその旨公表いたしました。

今般、化粧品製造販売業の許可を受けずに製造販売されていたことが判明し、販売・授与の中止や回収が命じられた20品目は、本年11月1日に販売・授与の中止や回収が命じられた5品目と同様に、実際の製造者に関する情報や実際に含有されている成分が不明であるなど、安全性が確認されていないものでもあります。このため、保健衛生上の危害の発生・拡大防止の観点から、貴管内関係者に対しては、引き続き注意喚起等をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

担当：

薬事監視第一係 小川、西澤、宮下 (内線2767)

電話番号(代表) : 03-5253-1111

電話番号(直通) : 03-3595-2436

FAX番号 : 03-3501-0034



## 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 に基づく行政処分（回収命令）について

都は本日、以下の事業者に対し「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）」第70条第1項の規定に基づく「回収命令」を行ったので、お知らせします。

### 1 対象事業者

氏名 ピュアハートキングス株式会社（代表取締役 浅沼大智）  
住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番18号 ライツ恵比寿202号

### 2 概要

対象事業者については、法第12条第1項、第13条及び第62条において準用する第55条の規定に違反して、化粧品製造販売業及び化粧品製造業の許可を受けていないにもかかわらず、これらの許可証を偽造した上で5品目の化粧品を製造販売したとして、本年11月1日、法第70条第1項の規定に基づき、回収を命じるとともに、法第69条第4項の規定に基づき、製造販売等について報告を命じたところである。

その後の都による調査及び本年11月1日付けの報告命令に基づき対象事業者から提出された報告書の内容から、新たに「川崎の恵 シャンプー 空」他19品目の化粧品を製造販売していた事実が判明したため、改めて回収を命じるものである。

なお、製造場所等については、対象事業者からの報告書等を基に、現在、都において事実確認の調査中である。

### 3 回収命令の内容

以下の20品目について、直ちに販売・授与を中止し回収を行うとともに、平成30年12月17日（月曜日）までに東京都知事宛、回収終了報告書を提出すること。

- (1) 川崎の恵 シャンプー 空
- (2) 川崎の恵 プロテクションスタイリング 緑
- (3) 川崎の恵 プロテクション 愛
- (4) 川崎の恵 トリートメント 青
- (5) 宙の詩
- (6) 宙IIモイスト
- (7) Zarda シャンプー
- (8) Beefine シャンプー
- (9) クーリングスキャルプシャンプー
- (10) Therapeutician Shampoo
- (11) Therapeutician Treatment

(裏面に続く)

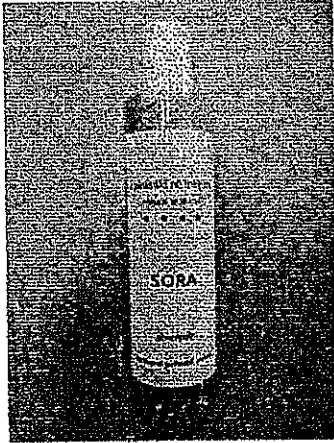
問合せ先  
福祉保健局健康安全部業務課  
電話：03-5320-4519

- (12) シャンセ シャンプー 笹
- (13) シャンセ シャンプー 紗
- (14) シャンセ トリートメント 紗
- (15) 華ボディソープ
- (16) エゾ ディアー オイル シャンプー
- (17) エゾ ディアー オイル ボディソープ
- (18) エゾ ディアー オイル トリートメント
- (19) エゾ ディアー オイル クリーム
- (20) エコボタニカルシャンプー

<参考>

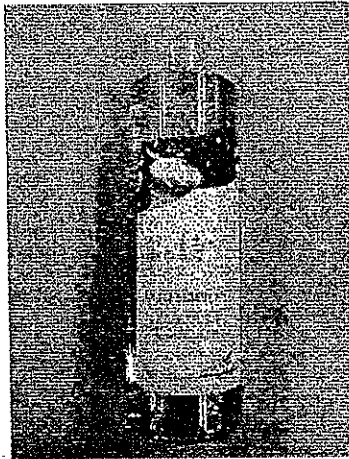
【製品外観】

(1) 川崎の恵 シャンプー 空



※他に (2) 川崎の恵 プロテクションスタイリング 緑、(3) 川崎の恵 プロテクション 愛、(4) 川崎の恵 トリートメント 青の3品目あり。

(5) 宙の詩



(7) Zarda シャンプー



(6) 宙IIモイストについては、製品写真なし。

(8) Bee fine シャンプー



(9) クーリングスキャルプシャンプー





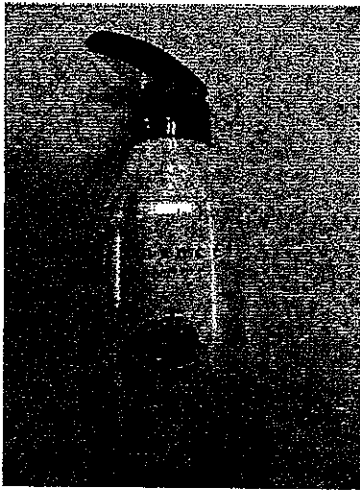
(10) Therapician  
Shampoo



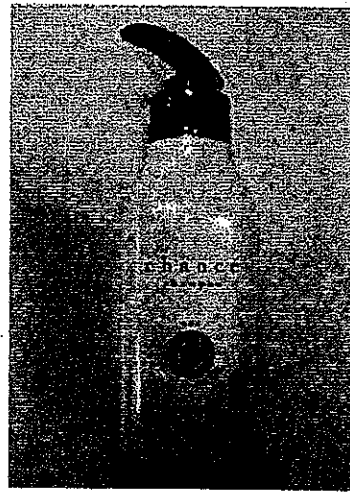
(11) Therapician  
Treatment



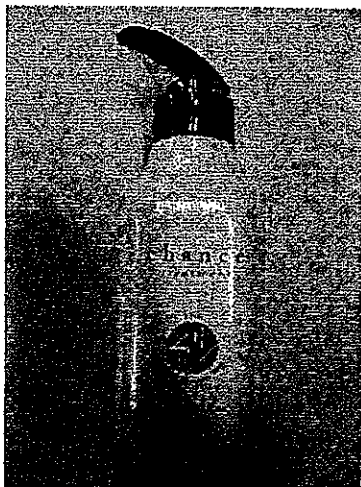
(12) シャンゼ シャンプー 筈



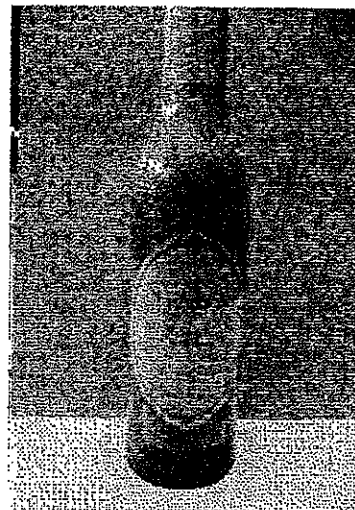
(13) シャンゼ シャンプー 紗



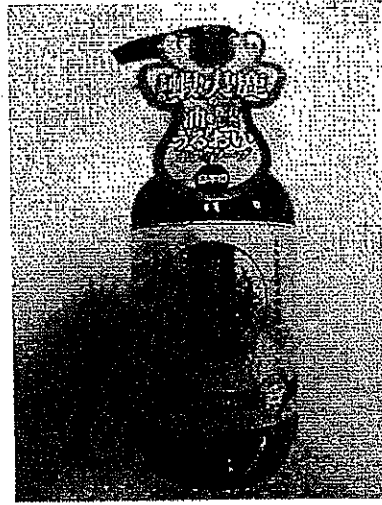
(14) シャンゼ トリートメント 紗



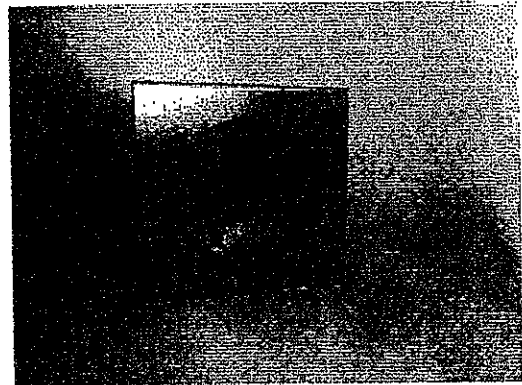
(15) 華ボディソープ



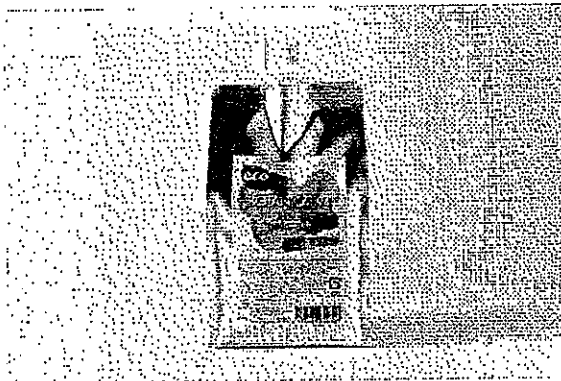
(16) エゾ ディアー オイル シャンプー (17) エゾ ディアー オイル ボディソープ



(18) エゾ ディアー オイル トリートメント (19) エゾ ディアー オイル クリーム



(20) エコボタニカルシャンプー



■医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抜粋）

（製造販売業の許可）

第十二条 次の表の上欄に掲げる医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）、医薬部外品又は化粧品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売をしてはならない。

医薬品、医薬部外品又は化粧品の種類	許可の種類
第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品	第一種医薬品製造販売業許可
前項に該当する医薬品以外の医薬品	第二種医薬品製造販売業許可
医薬部外品	医薬部外品製造販売業許可
化粧品	化粧品製造販売業許可

2 (略)

（製造業の許可）

第十三条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造をしてはならない。

- 2 前項の許可は、厚生労働省令で定める区分に従い、厚生労働大臣が製造所ごとに与える。
- 3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。
  - 一 その製造所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
  - 二 申請者が、第五条第三号イからへまでのいずれかに該当するとき。
- 5 厚生労働大臣は、第一項の許可又は第三項の許可の更新の申請を受けたときは、前項第一号の基準に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。
- 6 第一項の許可を受けた者は、当該製造所に係る許可の区分を変更し、又は追加しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 7 前項の許可については、第一項から第五項までの規定を準用する。

（販売、授与等の禁止）

第五十五条 第五十条から前条までの規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 模造に係る医薬品、第十三条の三第一項の認定若しくは第二十三条の二の四第一項の登録を受けていない製造所（外国にある製造所に限る。）において製造された医薬品、第十三条第一項若しくは第六項若しくは第二十三条の二の三第一項の規定に違反して製造された医薬品又は第十四条第一項若しくは第九項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十七第四項若しくは第二十三条の二の二十三第一項若しくは第六項の規定に違反して製造販売をされた医薬品についても、前項と同様とする。

（準用）

第六十二条 化粧品については、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十七条までの規定を準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第六十一条各号」と、第五十二条第一項第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は第五十条から第五十二条まで」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条若しくは第五十二条第一項」と、第五十四条第二号中「第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「効果又は性能」とあるのは「又は効果」と、「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、第五十五条第一項中「第五十条から前条まで」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条、

第五十二条第一項、第五十三条及び前条」と、同条第二項中「認定若しくは第二十三条の二の四第一項の登録」とあるのは「認定」と、「第六項若しくは第二十三条の二の三第一項」とあるのは「第六項」と、「第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項(第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)、第二十三条の二の十七第四項若しくは第二十三条の二の二十三第一項若しくは第六項」とあるのは「若しくは第十九条の二第四項」と、第五十六条第三号中「第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「品質若しくは性能」とあるのは「若しくは品質」と、「含む。）」又は第二十三条の二の五第十二項(第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。))とあるのは「含む。))」と、同条第四号中「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「品質若しくは性能」とあるのは「若しくは品質」と、同条第五号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

(廃棄等)

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しくは再生医療等製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プログラム、第四十四条第三項、第五十五条(第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の五及び第六十八条の十九において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条、第六十二条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。)、第六十五条、第六十五条の六若しくは第六十八条の二十に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品、第二十三条の四の規定により第二十三条の二の二十三の認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号(第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第四号若しくは第五号(第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品、第七十五条の三の規定により第十四条の三第一項(第二十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二の八第一項(第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。))の規定による第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二十八第一項(第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。))の規定による第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

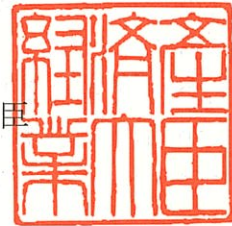
2～3 (略)

(注) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定により、法第12条第1項及び同法第13条における厚生労働大臣の権限に属する事務については、都道府県知事が行うものとされている。

20181026中第1号  
公取企第87号  
平成30年11月27日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



公正取引委員会委員長



#### 下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、同法の普及啓発を行っております。

#### <中小企業の取引環境>

我が国経済は、景気の緩やかな回復基調が継続する中、中小企業の業況は緩やかな改善基調の中にも一服感がみられ、原材料価格の上昇や人手不足への懸念等、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

#### <下請法への理解と下請代金支払の適正化>

経済の好循環を実現するには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要という問題意識の下、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでおり、平成28年12月には、①違反行為の未然防止や事業者による情報提供に資するよう、下請法に関する運用基準を改正するとともに、②親事業者による下請代金の支払についても

- 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする
- 手形で下請代金を支払う場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう下請代金の額を十分に協議すること
- 手形サイトは、将来的に60日以内とするよう努めること

を旨とした通達を発出したところです。

引き続き、下請取引の適正化に努めるよう要請いたします。

#### <働き方改革>

政府を挙げて働き方改革を推進しておりますが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくないと考えられます。人手不足の深刻な中小企業の経営悪化が懸念される中、極端な短納期発注等は、取引先における長時間労働等につながる場合があります、下請法等の違反の背景にもなり得ますので特に御留意いただきたいところです。

#### <災害時における取引条件について>

平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震のほか、台風等による災害も発生しており、被災地域における事業者と取引のある全国の実業者に影響が広がっております。

貴団体におかれましても、災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより、取引のある経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に悪影響を与えることのないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

#### <消費税の円滑・適正な転嫁について>

平成31年(2019年)10月1日から消費税率が、8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。貴団体におかれましては、減額や買ったたき等による消費税の転嫁拒否等の行為が生じないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

#### <親事業者となる会員に対する周知徹底のお願い>

貴団体におかれましても、このような取引環境を御理解いただき、下請事業者と協議をした上で適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、親事業者となる会員が下請法の遵守に取り組むよう御協力をお願いいたします。

特に、別紙の記載事項については、親事業者となる会員に対して周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるよう要請いたします。

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

### 記

#### 1 親事業者の義務

##### (1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

##### (2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

#### 2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

##### (1) 受領拒否の禁止

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）

##### (2) 下請代金の支払遅延の禁止

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）  
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
  - － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

##### (3) 下請代金の減額の禁止

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。（下請法第4条第1項第3号）  
（減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。）  
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
  - － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものまで新単価を遡及適用すること。
  - － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

##### (4) 返品禁止

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせること。（下請法第4条第1項第4号）

(5) 買ったたきの禁止

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。
- － 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

(注) 買ったたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu\\_files/pointkaisetsu.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/181101pointkaisetsu.pdf>

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

- ・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

(7) 報復措置の禁止

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

- ・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)

手形サイトは、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めることとされている。

(通達：公取企第140号及び20161207中第1号)

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

(11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更(納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。)を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)



# 下請振興法の「振興基準」とは？

- 親事業者と下請事業者の、望ましい取引関係を定めています。
- 下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う幅広い取引が対象となります。



## ■ 主な内容

### 1. 親事業者と下請事業者は共存共栄で！

親事業者は、生産性向上に努力する下請事業者への訪問や面談を欠かさずに。

### 2. 発注内容は明確にしましょう！

- ◆ 親事業者は、継続的に取引を行う下請事業者に対し、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
- ◆ 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮する。
- ◆ 取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。

### 3. 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば…

- 原価低減目標の数値のみを提示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 文書や記録を残さない(口頭で削減幅を示唆)等



## 4. 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。

労務費上昇に伴う取引対価の見直しをお願いできないでしょうか。



受注者



発注者

わかりました。労務費上昇について協議しましょう。

## 5. 金型・木型の保管コストは親事業者が負担を！

契約してから3年間使用実績がない型は、返却もしくは廃棄するよう、ルールをあらかじめ決めませんか。



受注者



発注者

ほとんど使わなくなった型を無償で保管させるのも、受注者負担となるので、あらかじめルールを決めておこう。

- ◆ 金型などの保管は、双方が十分に協議し、方法や費用負担を明確に定める。
- ◆ 親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

## 6. 支払いは現金で！ 手形の場合は親事業者が割引料の負担を！

- ◆ 下請代金の支払いは可能な限り現金で。
- ◆ 手形などによる場合は、割引料を下請業者に負担させることがないようにする。
- ◆ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

ありがとうございます！



受注者



発注者

今度の下請代金は現金払いにします。

## 7. 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力を！

- ◆ 親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
- ◆ 業界団体は、サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、自主行動計画を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※平成30年4月末時点で、自動車、素形材、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、トラック運送、建設、機械製造、流通、警備、放送コンテンツの12業種30団体が自主行動計画を策定・公表。

取引条件改善に向けた取組についてはこちら▶

検索

# 下請かけこみ寺

中小企業  
の皆さん

## 取引上の悩み を抱えていませんか？

下請かけこみ寺にご相談ください！



「下請かけこみ寺」では、中小企業が抱える取引上の悩み相談を受け付けています。  
問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。悩んだらここに相談を！

お近くの「下請かけこみ寺」につながります

0120-418-618

中小企業庁委託事業 (公財) 全国中小企業取引振興協会

# 取引条件の改善を支援しています！

### 無料相談(相談員・弁護士)

例えば・・・

- ①支払日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。
- ③お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなつたといつて返品された。



### 調停による紛争解決手続(ADR)

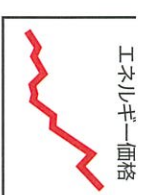
- 紛争当事者間の和解の調停を行います
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます

### 価格交渉サポート

価格交渉力アップを支援します！  
セミナー・個別相談を受け付けています！

価格交渉サポート相談室  
0120-735-888

エネルギー価格の推移から、今月の高騰分を転嫁しないと、経営努力をしても赤字です。



## 下請かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の転嫁など、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

相談 無料  
匿名相談 可能  
全国 48カ所

お近くの「下請かけこみ寺」につながります

「下請かけこみ寺」の詳細やメールWebによる相談申込は

0120-418-618

下請かけこみ寺

検索

# 下請Gメン

# 中小企業をイジめる取引は見逃しません!

中小企業  
の皆さん

## 下請取引で

### お困りごとはありませんか?

**下請Gメンがお話しを伺います**



「中小企業庁」では、下請Gメンを配置して全国の中小企業のみなさまからお話を伺っています。下請取引の実態について情報をご提供いただける方は、下記連絡先に「ヒアリング希望」とお伝えください。

### 下請Gメンによる訪問調査

#### 1. 親事業者側に取組を促します!

取引実態や業界の商慣行など、伺った話は秘密を守りつつ、親事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を促します。

#### 2. ルールづくりにも反映していきます!

伺ったご意見を集約し、基準改正などにつなげます。これまでに、以下のような声を政府の基準改正に反映してきました。

例えば...

- ① 「発注単価は〇%減らす」など一方的に価格を引き下げられる。
- ② 金型の返却や保管料負担を申し入れても、応じてくれない。



- ③ 光熱費、原材料費などが上がっても、値上げを認めてくれない。
- ④ 手形による支払いが多く、その割引料も加味してもらえない。



「下請Gメン」によるヒアリングのご要望は

# 03-3501-1669

中小企業庁 下請Gメン (取引課 取引調査班)

## 下請Gメン

秘密  
厳守

中小企業をイジめる取引は見逃しません。秘密厳守でお話を伺います。

ヒアリングの  
ご要望は

「下請Gメン」の  
詳細は

# 03-3501-1669

(受付時間) 平日9:00~12:00、13:00~17:00(土日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからご利用にはできません。

下請Gメン

検索

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/tonrifuiki/Gemenhoumon.htm>

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府令・省令〕

○新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四)

### 〔省令〕

○港則法施行規則の一部を改正する省令(国土交通八七)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境二五)

### 〔告示〕

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(農林水産二六二三)

五

四

三

一

## 〔公告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分、基本測量

関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

特定計量器型式承認、弁理士登録関係

係

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定

空家等の除却命令関係

会社その他

会社決算公告

五

四

三

三

七

## 府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第四号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第十三条の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。  
平成三十年十二月三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

総務大臣 石田 真敏

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(既存の用途に利用する水銀使用製品)</p> <p>第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品</p> <p>三 別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であつて、校正、試験研究又は分析に用いられるもの</p> <p>四 (略)</p>	<p>(既存の用途に利用する水銀使用製品)</p> <p>第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品</p> <p>三 別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であつて、校正、試験研究又は分析に用いられるもの</p> <p>四 (略)</p>

別表 (第二条関係)

水銀使用製品	用途	一〇三 (略)	四 蛍光ランプ (冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	五 HIDランプ (別名高輝度放電ランプ)	六〇二七 (略)	二八 水銀ペレット及び水銀粉末	二九 三〇 三二 三三 三四 (略)	三五 放電管 (放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む)を除く。)
		一〇二 (略)	一三 皮膚疾患の治療	一三 皮膚疾患の治療		二九 三〇 三二 三三 三四 (略)	二九 三〇 三二 三三 三四 (略)	一 整流 二 電力の制御

別表 (第二条関係)

水銀使用製品	用途	一〇三 (略)	四 蛍光ランプ (冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	五 HIDランプ (別名高輝度放電ランプ)	六〇二七 (略)	二八 水銀ペレット及び水銀粉末	二九 三〇 三二 三三 三四 (略)	(新設)
		一〇二 (略)	(新設)	(新設)		二九 三〇 三二 三三 三四 (略)	二九 三〇 三二 三三 三四 (略)	

三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 (略)	四三 水銀圧入法測定装置	四四 四六 (略)	四七 四八 (略)	四九 容積形力計	五〇 (略)	五一 滴水水銀電極	五二 五三 (略)	五四 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	五五 五七 (略)
	気孔径分布の測定	気体の濃度の測定		圧縮試験機その他の静的強さ試験機の校正		液体の電気化学分析		水銀等ガスの発生	
三五 四〇 四一 (略)	(新設)	四二 四三 四四 (略)	(新設)	四五 (略)	四六 (略)	(新設)	四七 四八 (略)	(新設)	四九 五〇 五二 (略)

附 則  
この命令は、公布の日から施行し、平成二十九年八月十六日から適用する。

(略)	(略)	青海信号所 (北緯三十五度三十六分五十六秒東経百三十九度四十六分三十三秒) 晴海信号所 (北緯三十五度三十八分四十七秒東経百三十九度四十六分二十一秒)	青海信号所の二百五度及び三百四度方向に面する信号板並びに晴海信号所の八十二度、百九十二度及び三百二度方向に面する信号板による。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	大井信号所 (北緯三十五度三十四分五十秒東経百三十九度四十七分九秒) 青海信号所 (北緯三十五度三十六分五十六秒東経百三十九度四十六分三十三秒)	大井信号所の四十一度及び三百四十一度方向に面する信号板、青海信号所の二百五度及び三百四度方向に面する信号板並びに晴海信号所の八十二度、百九十二度及び三百二度方向に面する信号板による。	(略)
		(略)	(略)	(略)

附則

この省令は、平成三十年十二月十五日から施行する。

○環境省令第二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第五項及び第十二条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号並びに第六条第一項第一号ロ及び第二号ホ②の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月三日

環境大臣 原田 義昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、これを新たに追加する。

別表第一（第一条の二関係） 一～三（略） 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設 五～十七（略）	改	後	別表第一（第一条の二関係） 一～三（略） 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設 五～十七（略）
	正	前	

別表第四 (第七条の二の四関係)

一〜三	(略)	(略)
四	蛍光灯ランプ(冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプを含む。以下同じ。)	×
五〜二十二	(略)	(略)
二十三	放電管(水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ(蛍光灯ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	×
二十四〜二十六	(略)	(略)
二十七	水銀圧入法測定装置	(略)
二十八	(略)	(略)
二十九	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	(略)
三十	容積形力計	(略)
三十一	滴水水銀電極	(略)
三十二	(略)	(略)
三十三	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	(略)
三十四〜四十三	(略)	(略)
備考	(略)	(略)

別表第五 (第七条の八の三関係)

一〜四	(略)
五	弾性圧力計
六	圧力伝送器
七〜十三	(略)
十四	放電管(放電ランプ(蛍光灯ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)
十五〜十八	(略)
十九	容積形力計
二十	(略)
二十一	滴水水銀電極
二十二〜二十四	(略)

別表第四 (第七条の二の四関係)

一〜三	(略)	(略)
四	蛍光灯ランプ(冷陰極蛍光灯ランプ及び外部電極蛍光灯ランプを含む。)	×
五〜二十二	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
二十三〜二十五	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
二十六	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
二十七	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
二十八〜三十七	(略)	(略)
備考	(略)	(略)

別表第五 (第七条の八の三関係)

一〜四	(略)
五	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)
六	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)
七〜十三	(略)
(新設)	(略)
十四〜十七	(略)
(新設)	(略)
十八	(略)
(新設)	(略)
十九〜二十一	(略)

附 則  
この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

告

示

○農林水産省告示第千六百二十三号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第百三十三号(租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛



# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成30年9月分

September, 2018

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

### (1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

### (2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

## 7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

平成30年9月の家電大型専門店販売額は3392億円、前年同月比で見ると7.4%の増加となった。商品別にみると、通信家電が同23.0%の増加、その他が同11.2%の増加、AV家電が同9.2%の増加、生活家電が同9.0%の増加となった。一方、カメラ類が同▲10.3%の減少、情報家電が同▲0.1%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,392	490	685	336	165	1,341	374	2,546
7.4	9.2	▲0.1	23.0	▲10.3	9.0	11.2	1.5

## 6. ドラッグストア販売額の動向

平成30年9月のドラッグストア販売額は5177億円、前年同月比で見ると4.6%の増加となった。商品別にみると、その他が同15.9%の増加、食品が同9.0%の増加、健康食品が同6.7%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同5.1%の増加、トイレタリーが同4.1%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同3.4%の増加、OTC医薬品が同0.7%の増加となった。一方、調剤医薬品が同▲1.5%の減少、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同▲1.2%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
5,177	323	696	326	182	762	491	802	1,465	130	15,570
4.6	▲1.5	0.7	▲1.2	6.7	3.4	4.1	5.1	9.0	15.9	4.9

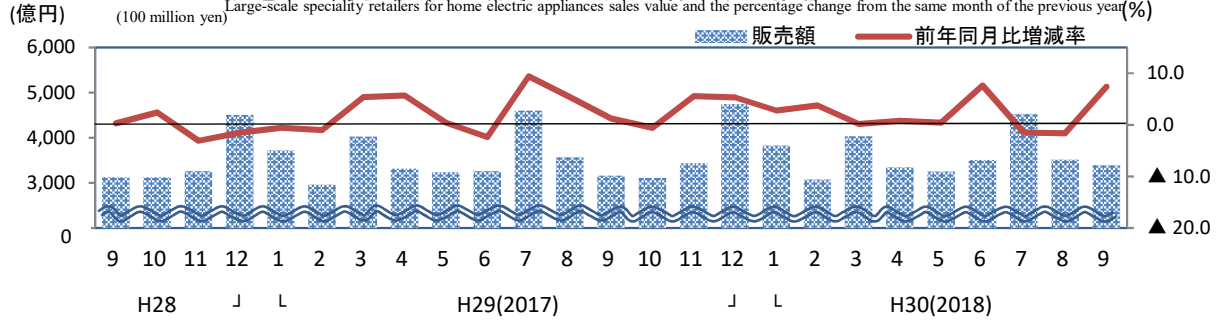
## 7. ホームセンター販売額の動向

平成30年9月のホームセンター販売額は2593億円、前年同月比で見ると3.4%の増加となった。商品別にみると、電気が同22.9%の増加、DIY用具・素材が同9.2%の増加、その他が同6.3%の増加、カー用品・アウトドアが同4.0%の増加、ペット・ペット用品が同2.0%の増加、家庭用品・日用品が同0.4%の増加、インテリアが同0.4%の増加となった。一方、園芸・エクステリアが同▲5.1%の減少、オフィス・カルチャーが同▲3.1%の減少となった。

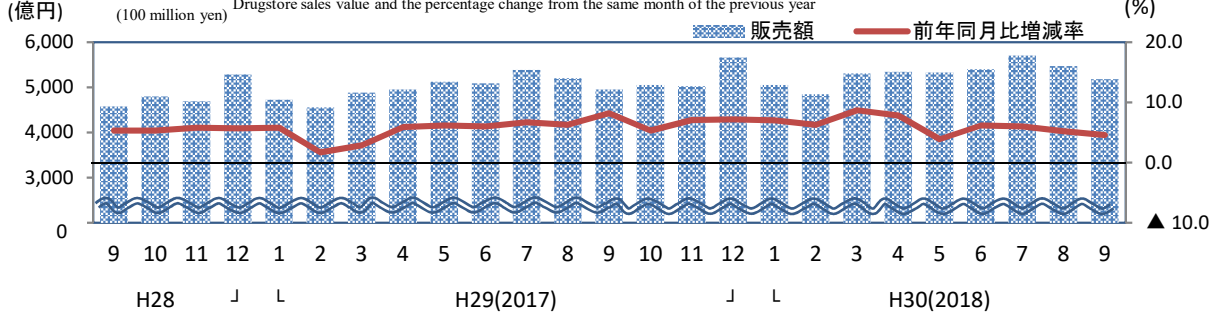
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,593	603	175	164	567	373	211	134	125	241	4,330
3.4	9.2	22.9	0.4	0.4	▲5.1	2.0	4.0	▲3.1	6.3	0.9

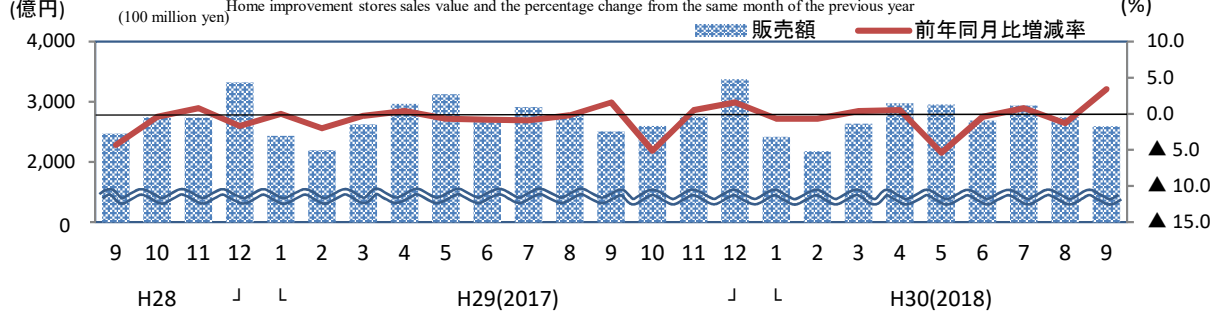
### 家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



### ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



### ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



### 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 27 年	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	C.Y. 2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
29	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
平成 27 年度	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	F.Y. 2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	2016
29	43,343	3.2	2,530	61,624	6.4	15,197	32,920	▲0.4	4,306	2017
平成 29 年 7~9月	11,320	5.8	2,508	15,530	6.6	14,838	8,192	0.1	4,291	Q3 2017
10~12	11,288	3.7	2,529	15,730	6.1	15,049	8,720	▲0.8	4,304	Q4 2017
平成 30 年 1~3月	10,926	2.1	2,530	15,203	7.4	15,197	7,223	▲0.3	4,306	Q1 2018
4~6	10,094	2.9	2,540	16,063	5.9	15,409	8,619	▲1.9	4,325	Q2 2018
7~9	11,424	0.9	2,546	16,351	5.3	15,570	8,267	0.9	4,330	Q3 2018
平成 29 年 7月	4,595	9.4	2,510	5,383	6.3	14,714	2,910	▲0.9	4,282	Jul. 2017
8	3,567	5.4	2,506	5,199	5.8	14,767	2,775	▲0.2	4,281	Aug. 2017
9	3,158	1.2	2,508	4,948	7.8	14,838	2,507	1.6	4,291	Sep. 2017
10	3,105	▲0.6	2,510	5,047	4.9	14,889	2,599	▲5.1	4,293	Oct. 2017
11	3,436	5.6	2,530	5,020	6.6	14,978	2,750	0.5	4,298	Nov. 2017
12	4,748	5.3	2,529	5,663	6.8	15,049	3,371	1.6	4,304	Dec. 2017
平成 30 年 1月	3,821	2.8	2,526	5,053	7.0	15,079	2,415	▲0.7	4,300	Jan. 2018
2	3,073	3.8	2,527	4,844	6.3	15,124	2,175	▲0.7	4,296	Feb. 2018
3	4,032	0.2	2,530	5,307	8.7	15,197	2,633	0.4	4,306	Mar. 2018
4	3,342	0.8	2,532	5,337	7.8	15,281	2,976	0.5	4,324	Apr. 2018
5	3,249	0.4	2,533	5,326	3.9	15,352	2,955	▲5.4	4,327	May 2018
6	3,504	7.6	2,540	5,400	6.2	15,409	2,689	▲0.4	4,325	Jun. 2018
7	4,525	▲1.5	2,541	5,705	6.0	15,464	2,935	0.8	4,329	Jul. 2018
8	3,508	▲1.6	2,544	5,469	5.2	15,488	2,740	▲1.3	4,325	Aug. 2018
9	3,392	7.4	2,546	5,177	4.6	15,570	2,593	3.4	4,330	Sep. 2018

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
 Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	O T C 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ ベビー	健康食品	ビューティ ケア(化粧品・小物)	トイレット リー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month		
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others				
販売額 (百万円)	平成27年	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	C.Y. 2015	
	28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016	
	29	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	2017	
	平成27年度	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	F.Y. 2015	
	28	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	2016	
	29	6,162,388	397,756	876,997	425,682	208,532	927,555	586,945	935,975	1,660,992	141,954	15,197	2017	
	平成29年7~9月	1,552,978	97,223	217,843	102,949	53,826	235,389	149,620	241,159	419,714	35,255	14,838	Q3 2017	
	10~12	1,572,996	101,903	224,201	109,004	51,432	237,313	150,151	242,451	418,613	37,928	15,049	Q4	
	平成30年1~3月	1,520,289	103,163	221,594	110,691	50,927	224,065	140,610	219,510	415,617	34,112	15,197	Q1 2018	
	4~6	1,606,277	98,569	220,785	103,743	55,509	247,823	154,592	243,629	444,703	36,924	15,409	Q2	
	7~9	1,635,108	98,646	220,935	103,108	58,658	248,003	156,561	250,883	459,638	38,676	15,570	Q3	
	平成29年7月	538,305	32,421	75,001	35,742	18,858	84,068	52,711	83,742	143,616	12,146	14,714	Jul. 2017	
	8	519,922	31,972	73,731	34,235	17,930	77,599	49,767	81,125	141,674	11,889	14,767	Aug.	
	9	494,751	32,830	69,111	32,972	17,038	73,722	47,142	76,292	134,424	11,220	14,838	Sep.	
	10	504,671	32,728	72,473	33,813	17,067	75,070	47,978	77,709	135,985	11,848	14,889	Oct.	
	11	501,991	33,222	71,898	35,142	16,292	74,529	48,686	76,578	133,691	11,953	14,978	Nov.	
	12	566,334	35,953	79,830	40,049	18,073	87,714	53,487	88,164	148,937	14,127	15,049	Dec.	
	平成30年1月	505,258	32,602	73,718	38,016	16,761	73,869	46,925	74,950	136,737	11,680	15,079	Jan. 2018	
	2	484,380	33,096	68,078	36,462	16,432	68,552	44,870	69,896	136,233	10,761	15,124	Feb.	
	3	530,651	37,465	79,798	36,213	17,734	81,644	48,815	74,664	142,647	11,671	15,197	Mar.	
	4	533,743	33,415	74,497	35,021	18,052	83,819	50,982	79,108	146,663	12,186	15,281	Apr.	
	5	532,550	31,995	73,449	34,331	18,461	81,752	51,297	80,971	147,961	12,333	15,352	May	
	6	539,984	33,159	72,839	34,391	18,996	82,252	52,313	83,550	150,079	12,405	15,409	Jun.	
	7	570,516	33,480	77,009	36,379	20,778	89,008	55,403	87,265	158,223	12,971	15,464	Jul.	
	8	546,864	32,826	74,338	34,165	19,694	82,755	52,088	83,411	154,882	12,705	15,488	Aug.	
	9	517,728	32,340	69,588	32,564	18,186	76,240	49,070	80,207	146,533	13,000	15,570	Sep.	
	前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成27年	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	C.Y. 2015
		28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016
		29	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	2017
平成27年度		9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	F.Y. 2015	
28		5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	2016	
29		6.4	7.4	4.4	5.8	4.7	7.5	3.4	4.7	9.3	4.8	4.7	2017	
平成29年7~9月		6.6	6.7	5.1	7.2	5.2	7.1	3.2	5.6	9.1	4.6	5.7	Q3 2017	
10~12		6.1	9.4	2.8	5.3	4.8	7.3	4.5	3.6	9.2	4.9	5.0	Q4	
平成30年1~3月		7.4	11.6	5.3	6.4	3.7	8.4	3.5	4.7	10.8	5.4	4.7	Q1 2018	
4~6		5.9	3.2	3.5	0.7	6.0	7.4	5.5	4.6	9.3	6.5	5.0	Q2	
7~9		5.3	1.5	1.4	0.2	9.0	5.4	4.6	4.0	9.5	9.7	4.9	Q3	
平成29年7月		6.3	3.4	4.1	6.8	6.5	7.4	2.7	5.3	9.3	6.5	5.1	Jul. 2017	
8		5.8	6.1	4.7	5.9	2.0	5.7	2.2	6.3	8.3	3.4	5.2	Aug.	
9		7.8	10.8	6.8	9.0	7.2	8.5	5.0	5.0	9.9	4.0	5.7	Sep.	
10		4.9	8.6	2.0	4.1	4.8	5.2	2.5	1.9	8.4	5.1	5.0	Oct.	
11		6.6	10.9	3.7	4.6	5.0	8.3	5.7	4.6	8.9	3.9	5.0	Nov.	
12		6.8	8.8	2.7	7.0	4.6	8.2	5.4	4.4	10.1	5.6	5.0	Dec.	
平成30年1月		7.0	11.2	3.8	8.3	2.9	7.3	3.2	4.3	11.0	4.3	5.0	Jan. 2018	
2		6.3	8.9	2.2	7.0	3.4	5.3	2.7	4.3	11.1	5.2	4.8	Feb.	
3		8.7	14.6	9.5	3.9	4.6	12.3	4.7	5.3	10.1	6.8	4.7	Mar.	
4		7.8	4.8	6.9	2.0	7.1	11.6	6.9	4.9	10.4	6.3	4.7	Apr.	
5		3.9	3.1	1.1	▲1.2	5.2	5.1	2.9	2.6	7.4	2.2	5.0	May	
6		6.2	1.9	2.5	1.4	5.9	5.5	6.7	6.4	10.1	11.5	5.0	Jun.	
7		6.0	3.3	2.7	1.8	10.2	5.9	5.1	4.2	10.2	6.8	5.1	Jul.	
8		5.2	2.7	0.8	▲0.2	9.8	6.6	4.7	2.8	9.3	6.9	4.9	Aug.	
9		4.6	▲1.5	0.7	▲1.2	6.7	3.4	4.1	5.1	9.0	15.9	4.9	Sep.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.



## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 27年	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	C.Y. 2015	
	28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016	
	29	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017	
	平成 27年度	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	F.Y. 2015	
	28	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016	
	29	255,465	679	51,950	152	69,680	179	114,741	274	38,383	116	48,240	128	2017	
	平成 29年 7~9月	65,707	669	13,294	147	18,052	177	29,419	265	9,998	114	12,559	121	Q3 2017	
	10~12	63,951	679	13,164	150	17,608	179	28,716	268	9,596	115	11,961	126	Q4	
	平成 30年 1~3月	64,049	679	12,723	152	16,877	179	28,459	274	9,464	116	11,988	128	Q1 2018	
	4~6	64,996	680	13,630	155	18,056	184	29,767	277	9,954	117	12,752	132	Q2	
	7~9	67,842	687	14,275	160	18,970	185	30,855	279	10,593	122	13,443	134	Q3	
	平成 29年 7月	22,228	665	4,589	145	6,202	176	10,095	265	3,349	111	4,170	120	Jul. 2017	
	8	22,326	667	4,514	146	6,153	177	9,845	264	3,451	111	4,345	121	Aug.	
	9	21,153	669	4,191	147	5,697	177	9,479	265	3,198	114	4,044	121	Sep.	
	10	21,097	670	4,332	148	5,766	178	9,365	265	3,165	114	3,923	122	Oct.	
	11	21,018	676	4,159	149	5,678	179	9,405	267	3,122	115	3,983	126	Nov.	
	12	21,836	679	4,673	150	6,164	179	9,946	268	3,309	115	4,055	126	Dec.	
	平成 30年 1月	22,704	680	4,484	150	5,923	179	9,998	269	3,342	115	4,216	127	Jan. 2018	
	2	21,448	679	4,052	150	5,355	179	9,100	271	3,028	116	3,906	127	Feb.	
	3	19,897	679	4,187	152	5,599	179	9,361	274	3,094	116	3,866	128	Mar.	
	4	21,519	678	4,561	154	6,007	180	9,969	274	3,306	117	4,235	130	Apr.	
	5	21,101	680	4,468	154	5,915	181	9,636	274	3,247	117	4,121	132	May	
	6	22,376	680	4,601	155	6,134	184	10,162	277	3,401	117	4,396	132	Jun.	
	7	22,376	683	4,804	159	6,496	185	10,562	277	3,582	120	4,563	134	Jul.	
	8	23,205	683	4,883	160	6,489	186	10,437	279	3,639	120	4,597	134	Aug.	
	9	22,261	687	4,588	160	5,985	185	9,856	279	3,372	122	4,283	134	Sep.	
	前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 27年	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	C.Y. 2015
		28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016
		29	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
平成 27年度		9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	F.Y. 2015	
28		5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016	
29		5.3	3.0	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017	
平成 29年 7~9月		5.8	4.7	5.9	6.5	5.6	4.1	6.5	6.9	8.6	9.6	9.1	10.0	Q3 2017	
10~12		5.1	3.8	5.6	6.4	4.3	3.5	5.7	5.5	7.6	7.5	8.4	9.6	Q4	
平成 30年 1~3月		4.8	3.0	7.3	7.0	5.1	4.1	6.5	5.8	8.4	6.4	8.9	9.4	Q1 2018	
4~6		5.2	2.9	6.7	7.6	5.3	5.7	5.8	5.3	6.7	5.4	8.7	10.9	Q2	
7~9		3.2	2.7	7.4	8.8	5.1	4.5	4.9	5.3	6.0	7.0	7.0	10.7	Q3	
平成 29年 7月		7.3	4.7	9.9	6.6	8.2	3.5	8.7	6.9	10.9	7.8	9.9	10.1	Jul. 2017	
8		4.5	4.2	2.1	5.8	2.5	4.1	2.8	5.6	6.0	6.7	7.8	11.0	Aug.	
9		5.6	4.7	5.8	6.5	6.2	4.1	8.2	6.9	9.2	9.6	9.6	10.0	Sep.	
10		5.1	3.7	5.1	5.7	3.8	3.5	5.3	6.4	7.5	8.6	9.2	8.0	Oct.	
11		5.2	4.5	4.2	5.7	3.5	3.5	5.5	6.0	7.1	8.5	7.3	10.5	Nov.	
12		5.0	3.8	7.2	6.4	5.5	3.5	6.3	5.5	8.0	7.5	8.7	9.6	Dec.	
平成 30年 1月		4.2	4.0	8.5	4.2	7.0	3.5	7.3	5.9	9.1	6.5	9.8	10.4	Jan. 2018	
2		4.1	3.0	6.0	5.6	4.5	3.5	5.6	5.9	7.9	7.4	7.5	8.5	Feb.	
3		6.1	3.0	7.2	7.0	3.7	4.1	6.6	5.8	8.3	6.4	9.4	9.4	Mar.	
4		6.0	2.9	7.6	6.9	6.1	4.7	7.8	5.4	7.4	5.4	11.2	9.2	Apr.	
5		4.5	3.2	6.0	6.9	3.8	4.0	3.6	5.0	5.6	5.4	6.3	10.9	May	
6		5.2	2.9	6.6	7.6	6.0	5.7	5.9	5.3	7.2	5.4	8.6	10.9	Jun.	
7		0.7	2.7	4.7	9.7	4.7	5.1	4.6	4.5	7.0	8.1	9.4	11.7	Jul.	
8		3.9	2.4	8.2	9.6	5.5	5.1	6.0	5.7	5.4	8.1	5.8	10.7	Aug.	
9		5.2	2.7	9.5	8.8	5.1	4.5	4.0	5.3	5.4	7.0	5.9	10.7	Sep.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.



第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
販売額(百万円) ・ 店舗数(店)	平成 27年	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
	29	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
	平成 27年度	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486
	28	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646
	29	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,729	997	303,709	768	657,599	1,704
	平成 29年 7～9月	22,072	180	41,126	334	30,629	227	28,210	274	92,835	979	75,713	747	162,880	1,678
	10～12	20,915	184	39,999	348	29,296	232	27,999	279	95,184	994	78,220	762	167,732	1,684
	平成 30年 1～3月	20,915	188	39,441	354	29,269	235	27,697	284	91,199	997	75,236	768	163,899	1,704
	4～6	21,860	190	41,173	359	30,618	250	28,820	285	96,326	1,020	78,704	779	171,414	1,708
	7～9	22,998	191	43,179	366	32,018	257	29,468	286	97,039	1,024	80,022	781	169,320	1,715
	平成 29年 7月	7,401	178	14,087	333	10,298	223	9,585	270	32,409	979	26,440	740	57,372	1,671
	8	7,582	179	14,105	333	10,572	226	9,592	272	30,726	978	24,984	744	53,639	1,674
	9	7,089	180	12,934	334	9,759	227	9,033	274	29,700	979	24,289	747	51,869	1,678
	10	6,815	181	12,876	336	9,339	227	8,885	278	30,383	987	24,340	748	53,383	1,676
	11	6,910	183	12,969	342	9,613	231	9,131	279	30,541	991	25,945	750	53,861	1,681
	12	7,190	184	14,154	348	10,344	232	9,983	279	34,260	994	27,935	762	60,488	1,684
	平成 30年 1月	7,363	184	13,644	350	10,018	228	9,374	282	30,067	997	24,978	766	53,095	1,690
	2	6,793	185	12,657	350	9,500	236	8,919	281	29,173	999	23,987	770	51,406	1,693
	3	6,759	188	13,140	354	9,751	235	9,404	284	31,959	997	26,271	768	59,398	1,704
	4	7,260	188	13,518	356	10,148	239	9,559	285	31,886	1,007	25,914	771	57,944	1,702
	5	7,073	189	13,512	357	10,026	245	9,486	287	32,254	1,015	26,227	775	56,743	1,703
	6	7,527	190	14,143	359	10,444	250	9,775	285	32,186	1,020	26,563	779	56,727	1,708
	7	7,751	190	14,879	361	10,848	250	10,102	285	34,266	1,022	28,003	782	60,404	1,709
	8	7,925	191	14,688	363	11,011	252	9,980	286	32,052	1,022	26,598	777	55,603	1,711
	9	7,322	191	13,612	366	10,159	257	9,386	286	30,721	1,024	25,421	781	53,313	1,715
	前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27年	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8
28		4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
29		5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
平成 27年度		3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9
28		6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5
29		5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.7	2.7	5.7	5.5	4.8	3.5
平成 29年 7～9月		6.5	7.8	3.3	2.1	8.7	11.8	2.9	2.6	5.7	4.6	5.5	5.2	5.1	4.9
10～12		4.9	7.6	3.4	4.8	5.8	8.4	2.3	1.5	3.1	3.4	4.9	6.1	4.4	3.4
平成 30年 1～3月		5.8	8.7	3.8	6.6	5.8	7.8	5.5	5.6	4.3	2.7	7.0	5.5	7.1	3.5
4～6		5.3	8.6	4.6	8.5	5.9	12.1	5.2	5.6	4.1	3.7	5.6	6.0	5.1	2.8
7～9		4.2	6.1	5.0	9.6	4.5	13.2	4.5	4.4	4.5	4.6	5.7	4.6	4.0	2.2
平成 29年 7月		7.8	9.2	4.2	2.1	8.8	11.5	2.2	0.4	5.4	3.8	6.4	3.5	3.7	4.6
8		4.8	8.5	1.8	1.5	7.9	12.4	2.1	1.1	6.2	4.4	3.4	4.1	5.3	4.7
9		7.1	7.8	3.9	2.1	9.6	11.8	4.5	2.6	5.5	4.6	6.7	5.2	6.4	4.9
10		5.7	7.7	1.9	3.1	4.6	9.7	0.7	2.2	0.4	2.4	1.8	3.9	2.6	4.0
11		3.9	8.3	3.2	3.0	6.0	9.5	3.3	2.2	5.6	3.1	6.6	4.2	5.7	3.8
12		5.3	7.6	5.0	4.8	6.6	8.4	2.8	1.5	3.4	3.4	6.0	6.1	5.0	3.4
平成 30年 1月		7.3	7.6	4.2	5.1	6.6	6.5	4.7	6.0	3.9	3.9	7.5	6.4	5.4	3.8
2		4.4	7.6	2.8	5.4	4.6	8.8	5.2	5.6	4.5	3.5	5.5	6.2	5.0	3.4
3		5.7	8.7	4.2	6.6	6.2	7.8	6.7	5.6	4.3	2.7	7.9	5.5	10.7	3.5
4		8.8	7.4	7.5	7.2	9.4	9.1	7.4	6.3	5.7	2.9	7.8	5.5	7.6	3.0
5		2.6	8.0	1.6	7.9	4.0	11.4	3.6	5.9	2.6	3.6	3.5	5.6	2.9	3.3
6		4.6	8.6	4.8	8.5	4.5	12.1	4.6	5.6	4.2	3.7	5.6	6.0	4.9	2.8
7		4.7	6.7	5.6	8.4	5.3	12.1	5.4	5.6	5.7	4.4	5.9	5.7	5.3	2.3
8		4.5	6.7	4.1	9.0	4.2	11.5	4.0	5.1	4.3	4.5	6.5	4.4	3.7	2.2
9		3.3	6.1	5.2	9.6	4.1	13.2	3.9	4.4	3.4	4.6	4.7	4.6	2.8	2.2

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201	C.Y.	2015
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208		2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222		2017
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196	F.Y.	2015
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211		2016
455,123	1,038	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,582	121	48,627	137	76,457	223		2017
112,886	1,027	26,877	288	18,208	157	20,313	160	15,628	116	12,297	134	19,309	215	Q3	2017
117,144	1,031	26,723	294	18,113	156	19,678	163	15,269	116	12,398	137	19,620	222	Q4	
112,649	1,038	25,092	304	17,355	157	19,120	163	14,946	121	11,935	137	19,182	223	Q1	2018
116,332	1,051	26,824	306	18,365	156	20,239	163	16,471	126	12,691	139	19,595	227	Q2	
117,302	1,059	28,050	309	19,033	158	20,970	166	17,328	130	13,033	139	20,565	232	Q3	
39,541	1,022	9,153	286	6,083	158	6,841	159	5,267	113	4,280	132	6,551	213	Jul.	2017
37,062	1,023	9,273	286	6,291	159	6,980	159	5,345	115	4,123	132	6,662	215	Aug.	
36,283	1,027	8,451	288	5,834	157	6,492	160	5,016	116	3,894	134	6,096	215	Sep.	
37,188	1,027	8,532	288	5,810	160	6,382	163	4,873	115	3,981	135	6,250	220	Oct.	
37,618	1,026	8,497	290	5,859	158	6,320	164	4,900	115	3,954	137	6,288	220	Nov.	
42,338	1,031	9,694	294	6,444	156	6,976	163	5,496	116	4,463	137	7,082	222	Dec.	
37,200	1,030	8,411	294	5,815	156	6,379	164	4,944	119	3,981	137	6,443	223	Jan.	2018
35,704	1,033	8,179	296	5,759	152	6,335	164	4,892	123	3,832	137	6,079	224	Feb.	
39,745	1,038	8,502	304	5,781	157	6,406	163	5,110	121	4,122	137	6,660	223	Mar.	
38,519	1,044	8,839	306	6,082	157	6,733	164	5,371	124	4,217	138	6,503	225	Apr.	
38,953	1,052	8,851	306	6,027	156	6,600	162	5,447	125	4,231	138	6,495	227	May	
38,860	1,051	9,134	306	6,256	156	6,906	163	5,653	126	4,243	139	6,597	227	Jun.	
41,371	1,054	9,615	306	6,287	158	6,936	164	5,836	127	4,555	139	7,048	228	Jul.	
38,942	1,055	9,504	307	6,575	157	7,220	164	5,890	129	4,426	139	7,021	228	Aug.	
36,989	1,059	8,931	309	6,171	158	6,814	166	5,602	130	4,052	139	6,496	232	Sep.	
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8	C.Y.	2015
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5		2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7		2017
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6	F.Y.	2015
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7		2016
5.6	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7		2017
4.6	5.2	7.6	5.5	8.3	1.9	7.2	4.6	15.5	8.4	6.7	4.7	10.0	4.9	Q3	2017
6.4	4.0	5.8	5.4	7.3	0.6	4.0	5.8	13.4	5.5	6.5	7.0	11.4	6.7	Q4	
7.5	3.0	3.4	6.7	8.0	0.6	7.2	3.2	11.9	9.0	7.2	5.4	10.4	5.7	Q1	2018
3.5	2.6	5.4	7.0	8.3	▲1.3	5.1	1.9	11.8	11.5	5.8	7.8	6.8	7.1	Q2	
3.9	3.1	4.4	7.3	4.5	0.6	3.2	3.8	10.9	12.1	6.0	3.7	6.5	7.9	Q3	
4.7	4.2	7.0	5.1	7.7	3.3	9.0	4.6	15.4	7.6	7.7	2.3	9.6	4.9	Jul.	2017
2.3	4.5	9.1	4.4	7.9	3.9	5.2	4.6	14.5	8.5	4.8	1.5	10.2	5.4	Aug.	
7.0	5.2	6.6	5.5	9.5	1.9	7.6	4.6	16.8	8.4	7.8	4.7	10.2	4.9	Sep.	
5.5	4.6	4.2	4.7	5.6	3.9	3.2	5.8	12.7	7.5	2.6	4.7	11.3	6.8	Oct.	
6.5	4.0	6.6	3.9	7.9	2.6	3.4	6.5	11.3	5.5	7.5	7.0	10.5	6.3	Nov.	
7.2	4.0	6.6	5.4	8.4	0.6	5.3	5.8	15.9	5.5	9.3	7.0	12.4	6.7	Dec.	
6.5	3.6	3.9	5.0	4.9	0.6	5.0	6.5	10.6	8.2	7.9	6.2	14.5	7.2	Jan.	2018
6.3	3.4	4.2	4.2	9.2	▲2.6	6.6	4.5	10.4	10.8	7.7	6.2	6.3	6.7	Feb.	
9.7	3.0	2.2	6.7	10.2	0.6	10.2	3.2	14.8	9.0	6.2	5.4	10.4	5.7	Mar.	
5.5	2.8	7.1	7.7	8.4	0.6	9.0	2.5	10.3	10.7	8.0	6.2	7.8	7.1	Apr.	
2.0	3.3	3.4	7.4	8.4	0.6	3.4	1.3	11.1	10.6	3.3	6.2	5.3	8.1	May	
2.9	2.6	5.8	7.0	8.0	▲1.3	3.2	1.9	13.8	11.5	6.2	7.8	7.4	7.1	Jun.	
4.6	3.1	5.0	7.0	3.4	0.0	1.4	3.1	10.8	12.4	6.4	5.3	7.6	7.0	Jul.	
5.1	3.1	2.5	7.3	4.5	▲1.3	3.4	3.1	10.2	12.2	7.3	5.3	5.4	6.0	Aug.	
1.9	3.1	5.7	7.3	5.8	0.6	5.0	3.8	11.7	12.1	4.1	3.7	6.6	7.9	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額(百万円) ・ 店舗数(店)	平成 27年	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826	
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859	
	29	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906	
	平成 27年度	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848	
	28	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883	
	29	143,082	392	243,411	466	375,517	918	75,235	229	65,224	181	101,275	286	414,971	915	
	平成 29年 7～9月	36,138	380	61,122	457	94,194	896	18,797	223	16,158	180	25,038	277	103,324	899	
	10～12	36,792	388	62,684	466	96,616	911	19,403	225	16,849	182	26,310	281	105,892	906	
	平成 30年 1～3月	35,360	392	59,564	466	91,961	918	18,731	229	16,167	181	25,126	286	104,134	915	
	4～6	38,140	400	63,103	473	97,772	932	19,731	230	17,249	190	27,780	290	112,887	922	
	7～9	39,500	403	64,697	481	98,637	942	19,996	232	17,530	191	27,492	291	108,487	941	
	平成 29年 7月	12,431	375	21,272	457	32,725	883	6,473	214	5,580	177	8,719	274	35,877	887	
	8	12,087	376	20,577	457	31,240	890	6,268	215	5,401	179	8,343	275	33,904	892	
	9	11,620	380	19,273	457	30,229	896	6,056	223	5,177	180	7,976	277	33,543	899	
	10	11,762	384	19,970	463	30,990	902	6,158	222	5,401	181	8,386	279	33,754	897	
	11	11,662	385	19,692	466	30,367	906	6,172	224	5,278	180	8,401	280	33,741	905	
	12	13,368	388	23,022	466	35,259	911	7,073	225	6,170	182	9,523	281	38,397	906	
	平成 30年 1月	11,490	391	19,889	465	30,099	910	6,207	225	5,304	182	8,098	281	33,686	907	
	2	11,370	393	18,909	467	29,234	918	5,931	224	5,201	183	7,971	281	32,786	906	
	3	12,500	392	20,766	466	32,628	918	6,593	229	5,662	181	9,057	286	37,662	915	
	4	12,537	392	21,118	471	32,539	923	6,529	229	5,677	186	9,278	290	38,088	914	
	5	12,655	394	21,020	472	32,416	926	6,522	229	5,747	189	9,187	290	37,383	919	
	6	12,948	400	20,965	473	32,817	932	6,680	230	5,825	190	9,315	290	37,416	922	
	7	13,638	400	22,734	478	34,676	934	7,015	231	6,157	190	9,829	292	38,438	927	
	8	13,086	398	21,457	480	32,406	936	6,684	232	5,814	189	9,151	289	36,200	930	
	9	12,776	403	20,506	481	31,555	942	6,297	232	5,559	191	8,512	291	33,849	941	
	前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27年	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
		28	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
		29	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
		平成 27年度	7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6
28		16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1	
29		10.9	8.6	6.0	3.8	5.4	6.3	11.6	8.5	8.2	3.4	10.9	6.3	10.2	3.6	
平成 29年 7～9月		12.1	12.8	6.1	3.6	5.9	10.6	13.8	13.2	6.7	6.5	9.4	7.8	10.4	5.0	
10～12		8.2	7.8	6.3	4.0	3.3	7.4	12.7	10.8	6.8	2.8	11.2	6.4	10.8	5.5	
平成 30年 1～3月		13.4	8.6	5.4	3.8	7.6	6.3	10.7	8.5	10.6	3.4	11.5	6.3	13.1	3.6	
4～6		9.6	8.1	5.1	3.5	5.4	5.9	7.8	7.5	7.5	7.3	12.0	6.2	11.1	3.9	
7～9		9.3	6.1	5.8	5.3	4.7	5.1	6.4	4.0	8.5	6.1	9.8	5.1	5.0	4.7	
平成 29年 7月		10.8	14.0	5.2	2.0	4.0	10.1	11.9	9.7	4.5	5.4	6.9	6.6	8.5	4.0	
8		11.2	12.9	4.8	2.0	5.7	10.4	13.4	9.1	7.3	7.2	9.0	6.6	9.8	4.6	
9		14.4	12.8	8.5	3.6	8.2	10.6	16.3	13.2	8.7	6.5	12.6	7.8	13.1	5.0	
10		7.1	9.1	5.7	5.2	1.4	7.5	10.3	12.1	5.4	6.5	11.4	9.4	9.1	5.4	
11		7.5	7.8	6.6	5.0	4.4	7.7	14.8	11.4	7.0	4.0	13.3	7.7	11.5	6.0	
12		9.9	7.8	6.5	4.0	4.0	7.4	13.0	10.8	7.9	2.8	9.2	6.4	11.8	5.5	
平成 30年 1月		11.8	9.8	5.9	3.8	5.0	7.3	10.2	9.2	9.5	4.6	11.2	6.0	13.4	4.7	
2		13.9	9.5	6.1	4.7	7.0	7.5	10.0	7.7	10.9	4.6	9.4	5.2	9.2	4.1	
3		14.4	8.6	4.3	3.8	10.7	6.3	11.8	8.5	11.5	3.4	13.9	6.3	16.5	3.6	
4		9.8	5.9	7.4	3.1	7.7	6.2	8.4	7.0	7.8	6.3	14.6	6.6	12.5	3.0	
5		7.9	7.1	3.1	3.3	3.2	5.9	5.8	7.0	5.4	6.8	8.7	6.2	10.2	4.1	
6		11.2	8.1	4.9	3.5	5.4	5.9	9.2	7.5	9.2	7.3	12.8	6.2	10.6	3.9	
7		9.7	6.7	6.9	4.6	6.0	5.8	8.4	7.9	10.3	7.3	12.7	6.6	7.1	4.5	
8		8.3	5.9	4.3	5.0	3.7	5.2	6.6	7.9	7.6	5.6	9.7	5.1	6.8	4.3	
9		9.9	6.1	6.4	5.3	4.4	5.1	4.0	4.0	7.4	6.1	6.7	5.1	0.9	4.7	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252	C.Y.	2015
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274		2016
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287		2017
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256	F.Y.	2015
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276		2016
226,314	586	42,975	121	24,631	80	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291		2017
57,076	578	10,600	110	6,149	76	5,887	64	7,730	65	18,961	170	29,185	281	Q3	2017
58,347	586	10,963	111	6,209	79	5,834	63	7,613	67	20,101	176	30,168	287	Q4	
55,133	586	10,797	121	6,042	80	5,449	63	7,359	70	18,886	176	28,282	291	Q1	2018
58,210	590	12,044	124	6,561	82	5,986	67	7,898	70	20,374	182	29,375	295	Q2	
59,434	596	12,260	126	6,783	82	6,305	67	8,488	70	21,013	183	31,367	298	Q3	
20,131	574	3,727	109	2,160	77	2,093	63	2,780	65	6,814	170	10,547	277	Jul.	2017
18,928	574	3,505	109	2,077	77	1,975	63	2,582	65	6,388	170	9,563	280	Aug.	
18,017	578	3,368	110	1,912	76	1,819	64	2,368	65	5,759	170	9,075	281	Sep.	
18,517	579	3,416	109	1,932	76	1,959	63	2,579	65	6,585	173	9,940	283	Oct.	
18,384	580	3,478	111	1,956	77	1,739	63	2,214	66	6,217	176	9,016	286	Nov.	
21,446	586	4,069	111	2,321	79	2,136	63	2,820	67	7,299	176	11,212	287	Dec.	
18,359	586	3,455	111	2,010	79	1,746	63	2,329	68	6,313	176	9,031	289	Jan.	2018
17,478	583	3,403	113	1,943	79	1,715	63	2,301	70	5,924	176	8,874	292	Feb.	
19,296	586	3,939	121	2,089	80	1,988	63	2,729	70	6,649	176	10,377	291	Mar.	
19,356	593	3,973	121	2,133	80	1,913	64	2,511	70	6,843	179	9,631	292	Apr.	
19,291	589	3,994	123	2,166	81	2,029	65	2,704	71	6,773	183	9,792	294	May	
19,563	590	4,077	124	2,262	82	2,044	67	2,683	70	6,758	182	9,952	295	Jun.	
21,075	592	4,340	125	2,357	82	2,243	67	3,058	70	7,647	181	11,432	296	Jul.	
19,572	592	4,060	125	2,286	82	2,085	67	2,799	70	6,983	183	10,174	297	Aug.	
18,787	596	3,860	126	2,140	82	1,977	67	2,631	70	6,383	183	9,761	298	Sep.	
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1	C.Y.	2015
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7		2016
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7		2017
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3	F.Y.	2015
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8		2016
5.0	3.7	18.9	16.3	26.5	6.7	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4		2017
4.6	3.4	18.5	7.8	33.4	4.1	6.5	6.7	4.8	4.8	5.7	6.9	7.6	3.7	Q3	2017
4.4	3.5	16.5	9.9	30.4	8.2	7.8	5.0	5.8	6.3	8.0	7.3	11.4	4.7	Q4	
7.3	3.7	18.6	16.3	11.4	6.7	5.3	1.6	5.9	7.7	8.3	6.0	8.8	5.4	Q1	2018
4.4	3.0	13.5	13.8	5.3	6.5	5.4	6.3	5.1	7.7	5.9	7.1	7.0	6.9	Q2	
4.1	3.1	15.7	14.5	10.3	7.9	7.1	4.7	9.8	7.7	10.8	7.6	7.5	6.0	Q3	
4.2	3.1	19.5	9.0	36.1	6.9	6.3	5.0	4.6	4.8	8.4	5.6	6.4	3.4	Jul.	2017
3.9	2.9	17.7	5.8	38.5	5.5	6.5	5.0	3.8	4.8	3.9	5.6	7.6	4.1	Aug.	
5.7	3.4	18.3	7.8	25.7	4.1	6.8	6.7	6.3	4.8	4.7	6.9	9.0	3.7	Sep.	
1.7	3.0	11.6	7.9	25.6	4.1	10.9	5.0	10.6	3.2	7.7	6.1	15.8	5.2	Oct.	
5.3	3.2	20.0	9.9	30.1	4.1	5.4	5.0	1.6	4.8	8.0	8.0	10.1	5.9	Nov.	
6.1	3.5	18.0	9.9	35.0	8.2	6.9	5.0	5.0	6.3	8.3	7.3	8.7	4.7	Dec.	
8.1	3.2	17.3	8.8	12.5	8.2	4.6	3.3	2.7	6.3	7.7	7.3	8.6	5.5	Jan.	2018
6.2	3.0	17.5	9.7	12.8	8.2	4.8	3.3	6.3	9.4	8.0	6.0	8.7	5.4	Feb.	
7.6	3.7	20.9	16.3	9.3	6.7	6.4	1.6	8.3	7.7	9.2	6.0	9.0	5.4	Mar.	
6.6	3.9	12.2	12.0	1.7	3.9	4.0	3.2	3.8	7.7	10.4	7.8	8.4	6.6	Apr.	
1.7	2.3	9.9	12.8	0.5	5.2	3.5	4.8	4.2	9.2	1.5	8.3	3.4	6.5	May	
5.0	3.0	18.6	13.8	14.3	6.5	8.9	6.3	7.3	7.7	6.2	7.1	9.3	6.9	Jun.	
4.7	3.1	16.4	14.7	9.1	6.5	7.2	6.3	10.0	7.7	12.2	6.5	8.4	6.9	Jul.	
3.4	3.1	15.8	14.7	10.1	6.5	5.6	6.3	8.4	7.7	9.3	7.6	6.4	6.1	Aug.	
4.3	3.1	14.6	14.5	11.9	7.9	8.7	4.7	11.1	7.7	10.8	7.6	7.6	6.0	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		
	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	
		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments	Establishments
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 27年	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
	29	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
	平成 27年度	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82
	28	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
	29	72,204	182	32,817	75	43,019	119	81,011	216	29,125	82	260,969	676	41,758	87
	平成 29年 7~9月	18,479	183	8,314	73	10,733	108	20,398	209	7,433	78	65,683	658	10,675	87
	10~12	18,509	184	8,365	73	10,991	113	20,798	214	7,437	81	66,748	670	10,538	87
	平成 30年 1~3月	17,360	182	7,951	75	10,676	119	19,774	216	7,131	82	64,236	676	10,165	87
	4~6	18,337	189	8,472	75	11,472	120	21,195	221	7,528	82	68,663	688	10,913	88
	7~9	18,992	190	8,671	75	11,706	122	21,947	222	7,743	84	70,671	703	11,265	91
	平成 29年 7月	6,484	181	2,903	71	3,815	107	7,114	208	2,543	77	22,559	654	3,685	86
	8	6,275	182	2,819	71	3,595	108	7,025	208	2,567	78	21,895	659	3,643	87
	9	5,720	183	2,592	73	3,323	108	6,259	209	2,323	78	21,229	658	3,347	87
	10	5,932	183	2,696	72	3,482	109	6,660	211	2,397	78	21,836	660	3,436	87
	11	5,686	184	2,645	73	3,468	112	6,566	214	2,361	80	21,014	666	3,280	87
	12	6,891	184	3,024	73	4,041	113	7,572	214	2,679	81	23,898	670	3,822	87
	平成 30年 1月	5,649	186	2,655	73	3,538	113	6,516	215	2,426	80	20,954	671	3,437	87
	2	5,532	187	2,512	73	3,344	114	6,253	216	2,277	80	19,918	672	3,217	88
	3	6,179	182	2,784	75	3,794	119	7,005	216	2,428	82	23,364	676	3,511	87
	4	5,993	188	2,800	74	3,868	119	7,051	218	2,522	81	22,667	679	3,595	88
	5	6,137	189	2,834	75	3,776	120	7,042	219	2,473	82	23,184	684	3,628	88
	6	6,207	189	2,838	75	3,828	120	7,102	221	2,533	82	22,812	688	3,690	88
	7	6,762	190	3,052	74	4,103	120	7,684	221	2,650	82	24,269	693	3,905	90
	8	6,378	190	2,941	75	3,935	122	7,582	222	2,667	83	23,591	696	3,832	91
	9	5,852	190	2,678	75	3,668	122	6,681	222	2,426	84	22,811	703	3,528	91
	前年 (度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 27年	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0
28		9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
29		3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
平成 27年度		10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5
28		8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
29		3.4	0.6	3.7	7.1	8.0	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.5	4.2	6.1	3.6
平成 29年 7~9月		3.7	4.6	3.0	5.8	5.7	8.0	7.1	4.0	7.7	9.9	8.1	2.8	6.1	4.8
10~12		3.0	2.8	3.8	2.8	8.4	11.9	7.8	4.9	6.6	9.5	6.9	3.6	6.0	3.6
平成 30年 1~3月		3.0	0.6	4.6	7.1	11.9	14.4	9.0	5.4	7.0	5.1	6.0	4.2	6.9	3.6
4~6		2.7	4.4	3.5	7.1	8.0	11.1	5.8	6.3	5.7	6.5	6.8	5.5	5.1	2.3
7~9		2.8	3.8	4.3	2.7	9.1	13.0	7.6	6.2	4.2	7.7	7.6	6.8	5.5	4.6
平成 29年 7月		1.7	4.6	2.4	4.4	5.0	4.9	6.2	4.5	6.9	8.5	7.9	3.2	5.5	4.9
8		5.4	5.2	3.2	4.4	5.6	5.9	8.1	4.0	7.6	9.9	7.3	3.5	6.0	6.1
9		4.1	4.6	3.6	5.8	6.7	8.0	6.9	4.0	8.8	9.9	9.3	2.8	6.9	4.8
10		2.2	4.0	1.8	2.9	4.1	9.0	5.2	5.0	5.5	8.3	8.3	3.3	5.8	4.8
11		3.9	4.0	4.1	2.8	8.9	10.9	8.1	5.4	6.4	11.1	6.9	3.4	4.5	3.6
12		3.1	2.8	5.5	2.8	12.0	11.9	9.9	4.9	7.9	9.5	5.6	3.6	7.6	3.6
平成 30年 1月		3.7	2.8	4.5	2.8	10.1	10.8	8.0	5.4	6.8	5.3	5.7	3.4	8.1	3.6
2		2.3	3.3	2.4	4.3	11.5	10.7	9.1	4.9	7.4	3.9	3.9	3.5	7.1	6.0
3		3.0	0.6	6.7	7.1	14.0	14.4	9.9	5.4	6.8	5.1	8.3	4.2	5.7	3.6
4		4.5	3.9	4.8	8.8	10.7	13.3	7.9	5.3	8.8	3.8	8.0	4.3	7.7	3.5
5		▲0.6	3.8	0.7	8.7	4.6	12.1	2.7	5.3	2.2	6.5	5.6	4.7	1.1	2.3
6		4.3	4.4	5.1	7.1	9.0	11.1	6.8	6.3	6.2	6.5	6.8	5.5	6.8	2.3
7		4.3	5.0	5.1	4.2	7.5	12.1	8.0	6.3	4.2	6.5	7.6	6.0	6.0	4.7
8		1.6	4.4	4.3	5.6	9.5	13.0	7.9	6.7	3.9	6.4	7.7	5.6	5.2	4.6
9		2.3	3.8	3.3	2.7	10.4	13.0	6.7	6.2	4.4	7.7	7.5	6.8	5.4	4.6

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51	C.Y.	2015
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62		2017
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53	F.Y.	2015
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58		2016
55,814	117	84,279	174	59,384	120	59,921	121	78,486	192	26,173	61		2017
14,334	116	21,506	171	15,117	120	15,311	122	20,003	188	6,621	60	Q3	2017
14,077	117	21,325	172	15,052	119	15,292	121	20,014	189	6,783	62	Q4	
13,461	117	20,264	174	14,355	120	14,512	121	19,147	192	6,771	61	Q1	2018
14,255	118	21,579	176	15,317	121	15,128	120	20,391	195	7,330	65	Q2	
14,866	120	21,910	177	15,565	121	15,451	121	20,592	195	7,437	66	Q3	
4,993	116	7,439	171	5,205	118	5,250	119	6,847	186	2,198	59	Jul.	2017
4,910	116	7,308	171	5,194	118	5,245	120	6,799	186	2,239	60	Aug.	
4,431	116	6,759	171	4,718	120	4,816	122	6,357	188	2,184	60	Sep.	
4,584	116	6,966	171	4,913	120	4,928	119	6,584	188	2,223	61	Oct.	
4,351	116	6,603	172	4,679	120	4,734	119	6,270	189	2,246	62	Nov.	
5,142	117	7,756	172	5,460	119	5,630	121	7,160	189	2,314	62	Dec.	
4,519	118	6,787	172	4,821	119	4,909	121	6,404	189	2,248	62	Jan.	2018
4,285	118	6,424	172	4,547	119	4,589	120	6,124	190	2,214	62	Feb.	
4,657	117	7,053	174	4,987	120	5,014	121	6,619	192	2,309	61	Mar.	
4,705	118	7,127	175	5,079	120	5,011	121	6,698	193	2,411	64	Apr.	
4,724	118	7,218	176	5,109	121	5,050	121	6,857	195	2,426	64	May	
4,826	118	7,234	176	5,129	121	5,067	120	6,836	195	2,493	65	Jun.	
5,147	119	7,649	176	5,445	121	5,332	120	7,104	195	2,491	65	Jul.	
5,104	119	7,401	176	5,279	121	5,254	120	6,973	195	2,485	65	Aug.	
4,615	120	6,860	177	4,841	121	4,865	121	6,515	195	2,461	66	Sep.	
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5	C.Y.	2015
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7		2017
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0	F.Y.	2015
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4		2016
3.4	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.6	▲0.8	6.3	4.9	15.7	5.2		2017
3.8	2.7	2.1	6.9	4.5	10.1	2.3	1.7	5.4	3.3	19.0	13.2	Q3	2017
2.2	0.9	3.1	6.2	5.7	7.2	2.2	0.0	7.1	2.7	20.6	12.7	Q4	
3.9	0.9	4.0	5.5	4.1	4.3	3.6	▲0.8	7.5	4.9	25.8	5.2	Q1	2018
2.2	1.7	1.9	4.1	3.1	3.4	2.2	0.0	5.5	5.4	22.2	12.1	Q2	
3.7	3.4	1.9	3.5	3.0	0.8	0.9	▲0.8	2.9	3.7	12.3	10.0	Q3	
4.0	2.7	2.8	8.9	4.4	8.3	2.1	0.8	5.9	3.9	21.4	11.3	Jul.	2017
3.7	2.7	2.0	8.9	4.7	8.3	2.9	2.6	5.3	3.9	17.7	13.2	Aug.	
3.7	2.7	1.4	6.9	4.4	10.1	1.8	1.7	5.1	3.3	17.9	13.2	Sep.	
2.6	1.8	2.5	6.2	5.0	9.1	1.6	▲0.8	7.2	3.3	16.0	13.0	Oct.	
1.2	0.0	2.9	6.8	5.3	8.1	1.3	▲2.5	7.0	3.8	22.4	14.8	Nov.	
2.8	0.9	3.8	6.2	6.6	7.2	3.4	0.0	7.2	2.7	23.5	12.7	Dec.	
4.7	1.7	4.4	5.5	5.6	6.3	3.6	0.0	8.2	2.2	28.8	10.7	Jan.	2018
3.2	1.7	4.0	4.9	3.4	5.3	3.6	▲0.8	7.5	3.8	24.9	8.8	Feb.	
3.7	0.9	3.5	5.5	3.3	4.3	3.7	▲0.8	6.9	4.9	23.9	5.2	Mar.	
3.6	1.7	3.0	4.8	4.9	4.3	3.3	▲0.8	7.6	4.9	24.3	10.3	Apr.	
▲0.9	1.7	▲1.0	4.8	▲0.3	4.3	▲0.6	0.0	3.0	5.4	22.0	10.3	May	
4.2	1.7	3.7	4.1	4.8	3.4	4.0	0.0	6.2	5.4	20.5	12.1	Jun.	
3.1	2.6	2.8	2.9	4.6	2.5	1.6	0.8	3.8	4.8	13.3	10.2	Jul.	
4.0	2.6	1.3	2.9	1.6	2.5	0.2	0.0	2.6	4.8	11.0	8.3	Aug.	
4.2	3.4	1.5	3.5	2.6	0.8	1.0	▲0.8	2.5	3.7	12.7	10.0	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	手持額 (百万円)	平成 29 年 9 月	821,081	36,073	131,290	54,541	34,099	226,346	79,185	109,102	129,633	20,812	Q3 2017	Value ( million yen )	Commodity stocks		
		12	894,730	39,805	140,813	60,752	35,880	238,194	84,463	127,291	145,208	22,324	Q4				
		平成 30 年 3 月	856,950	36,747	133,935	59,138	35,210	235,238	80,173	117,793	138,016	20,700	Q1 2018				
		6	886,681	37,161	140,993	59,475	36,041	236,958	86,257	125,735	143,083	20,978	Q2				
	9	876,180	36,784	138,093	57,745	37,352	239,483	86,173	120,253	138,610	21,687	Q3					
	前年同期末比増減率 (%)	平成 29 年 9 月	10.8	10.4	9.5	10.5	1.3	15.5	11.6	11.0	7.7	5.9	Q3 2017			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		12	9.8	13.3	6.9	10.5	2.1	14.3	7.7	12.9	7.0	▲0.7	Q4				
		平成 30 年 3 月	3.8	6.8	3.7	9.3	▲5.3	1.1	1.9	7.3	8.4	▲6.0	Q1 2018				
6		5.1	1.5	4.0	7.7	▲0.7	3.4	7.1	9.3	6.7	0.8	Q2					
9	6.7	2.0	5.2	5.9	9.5	5.8	8.8	10.2	6.9	4.2	Q3						
商品在庫率	在庫率 (%)	平成 29 年 9 月	166.0	109.9	190.0	165.4	200.1	307.0	168.0	143.0	96.4	185.5	Q3 2017	Inventory ratio (%)	Inventory ratio		
		12	158.0	110.7	176.4	151.7	198.5	271.6	157.9	144.4	97.5	158.0	Q4				
		平成 30 年 3 月	161.5	98.1	167.8	163.3	198.5	288.1	164.2	157.8	96.8	177.4	Q1 2018				
		6	164.2	112.1	193.6	172.9	189.7	288.1	164.9	150.5	95.3	169.1	Q2				
	9	169.2	113.7	198.4	177.3	205.4	314.1	175.6	149.9	94.6	166.8	Q3					
	前年同期末比増減率 (%)	平成 29 年 9 月	2.9	▲0.4	2.6	1.3	▲5.5	6.4	6.3	5.7	▲2.0	1.9	Q3 2017			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		12	2.9	4.1	4.1	3.3	▲2.4	5.6	2.2	8.2	▲2.9	▲6.0	Q4				
		平成 30 年 3 月	▲4.5	▲6.7	▲5.4	5.2	▲9.5	▲10.0	▲2.6	1.9	▲1.5	▲12.0	Q1 2018				
6		▲1.0	▲0.4	1.4	6.2	▲6.2	▲2.0	0.3	2.8	▲3.2	▲9.6	Q2					
9	1.9	3.5	4.4	7.2	2.6	2.3	4.5	4.8	▲1.9	▲10.1	Q3						

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

平成 30 年 11 月 9 日

日本チェーンドラッグストア協会  
会長 青木桂生様

一般社団法人 全国清涼飲料連合会  
会長 堀口 英樹



食品ロス削減のための納品期限見直しの取組みについて（ご協力のお願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、清涼飲料業界に格別のご支援・ご協力を頂戴しておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、一般社団法人 全国清涼飲料連合会は、食品ロス発生抑止・削減を目指して、『食品ロス発生抑止・削減に向けた賞味期限の年月等表示に関する清涼飲料水自主ガイドライン』を策定しました。これにより、清涼飲料業界の賞味期限 12 ヶ月以上製品に占める年月等表示化製品率は、90.5%まで伸長しています（2017 年 6 月 全清飲年月等表示ワーキンググループ参加 7 社調べ）。

年月等表示化で期待される効果としては、製・配・販で賞味期限をもとにした配送・保管・店陳の日別管理が月別管理に可能となり、以下のメリットが想定されます。

- ① サプライチェーン上の環境負荷低減（物流拠点間の転送削減および CO2 排出削減等）
- ② 労働生産性の効率化向上（物流倉庫の保管スペース確保・店頭の先入先出作業軽減等）
- ③ 働き方改革の推進（労働人口減少対策・長時間労働是正等）

また、農林水産省助成事業によって設置されました「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」の取りまとめによると、小売業においては、賞味期限の年月等表示化によって、商品補充時の作業時間が最大で約 23 パーセント（改善前 35 秒/SKU→改善後 27 秒/SKU）削減されることが試算されました（2014 年 7 月 流通経済研究所調べ）さらに、納品期限の緩和も実施された場合、飲料と菓子だけで、約 4 万トン以上の食品ロス削減効果が見込める試算もされております。

清涼飲料業界では、今後 12 カ月未満製品の年月等表示化も推し進め、賞味期限延長を図りつつ、ステイクホルダーへの働きかけを強化してまいります。

つきましては、当会の年月等表示の取組みにご理解とご協力をお願いするとともに、持続成長可能な社会の進展に向け、納品期限見直しにつきましても、今後の取組むべき課題として意見交換させていただき、貴団体の積極的ご支援を賜りたく、よろしくお願いたします。

敬具



## 協会ホームページについて

### ●第7回健康(セルメ)川柳コンクール作品募集

今年もたくさんの方からのご応募お待ちしております。

## 事務局だより

- ・ 11月29日に、後期の政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会を開催しました。参加券の斡旋販売を会員企業の皆様協力のもと行ない、多くの業界関係者に参加いただきました。ありがとうございました。
- ・ JACDS設立20周年記念事業の一環として、シンガポールへの海外最新流通視察セミナーが開催されました。11月21日から24日まででしたが、なんと24日は午前6時に羽田空港到着というスケジュールでした。強行軍ではありましたが、参加者からは「行ってよかった」という声が聞かれました。詳しくは本文をお読み下さい。
- ・ 「健康フェスタ～in彦根～」が11月24日にビバシティ彦根内のビバシティホールで開催されました。20企業、25小間の出展で、健康に関する商品情報を彦根市民に普及する催しです。PR不足か、市民の参加は約400名と目標には届きませんでした。ご来場いただいた市民からは、「健康に関する情報と商品がわかってよかった」という声が聞かれました。詳しくは本文をお読み下さい。
- ・ 消費税増税時の価格表示問題に対して、JACDSでは総額表示義務規定廃止活動を行なっています。12月6日には、日本スーパーマーケット協会様に多くの賛同流通団体が集まり、これまでの活動報告と今後の活動について話し合いました。全27団体による総額表示義務規定廃止＝特別措置法の継続・恒久化に向けて、さらに活発な活動が期待されます。

日本チェーンドラッグストア協会

会報 No. 184

発行日	平成30年12月17日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="http://www.jacds.gr.jp">http://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>